

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン トウアダイガクガクエン 学校法人 東亜大学学園								
フリガナ大学の名称	トウアダイガク 東亜大学 (University of East Asia)								
大学本部の位置	山口県下関市一の宮学園町2番1号								
大学の目的	東亜大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会の要請に答え得る教育の環境を常に大学内に求め、人間教育並びに高度の専門職業技術教育とその研究とを実施し、もって福祉国家の創造に積極的に参加し、更に広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成する事を目的とする。								
届出学部等の目的	人材育成の社会的要請に応える為、社会情勢の変化及び高校生の要求に応える為に入学定員を調整する必要がある、この度は東亜大学の医療学部医療工学科、医療学部健康栄養学科、人間科学部国際交流学科、人間科学部スポーツ健康学科、芸術学部アート・デザイン学科及び芸術学部トータルビューティ学科の入学定員及び収容定員について見直しを行い、適正化を図りたい。また、収容定員変更後の東亜大学の入学定員は300名、そして収容定員は1,200名であり、収容定員変更の前後で入学定員及び収容定員の増減は伴わない。								
届出学部等の概要	届出学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	医療学部	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	山口県下関市一の宮学園町2番1号	
	医療工学科	4	45 (55)	—	180 (220)	学士 (医療工学)	令和6年4月 第1年次		
	健康栄養学科	4	30 (40)	—	120 (160)	学士 (医療栄養学)	令和6年4月 第1年次		
	人間科学部								
	国際交流学科	4	30 (40)	—	120 (160)	学士 (人間科学)	令和6年4月 第1年次		
	スポーツ健康学科	4	80 (65)	—	320 (260)	学士 (人間科学)	令和6年4月 第1年次		
	芸術学部								
	アート・デザイン学科	4	50 (30)	—	200 (120)	学士 (芸術)	令和6年4月 第1年次		
トータルビューティ学科	4	25 (30)	—	100 (120)	学士 (芸術)	令和6年4月 第1年次			
計		—	—	—					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	令和6年4月に医療学部医療工学科の入学定員を55人→45人（△10人）、医療学部健康栄養学科の入学定員を40人→30人（△10人）、人間科学部国際交流学科の入学定員を40人→30人（△10人）、人間科学部スポーツ健康学科の入学定員を65人→80人（+15人）、芸術学部アート・デザイン学科の入学定員を30人→50人（+20人）及び芸術学部トータルビューティ学科の入学定員を30人→25人（△5人）とする。								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	人	人	人	人	人	人	人		
届	医療学部医療工学科	12 (12)	7 (7)	2 (2)	— (—)	21 (21)	— (—)	28 (28)	
員	医療学部健康栄養学科	4 (4)	2 (2)	2 (2)	— (—)	8 (8)	— (—)	12 (12)	

組 織 の 分 類	出	人間科学部国際交流学科	7 (7)	4 (4)	0 (0)	- (-)	11 (11)	- (-)	23 (23)
		人間科学部スポーツ健康学科	11 (11)	6 (6)	5 (5)	- (-)	22 (22)	- (-)	10 (10)
		芸術学部アート・デザイン学科	4 (4)	2 (2)	1 (1)	- (-)	7 (7)	- (-)	16 (16)
		芸術学部トータルビューティ学科	4 (4)	2 (2)	2 (2)	- (-)	8 (8)	- (-)	20 (20)
		計	42 (42)	23 (23)	12 (12)	- (-)	77 (77)	- (-)	109 (109)
	既 設 分	人間科学部心理臨床・子ども学科	8 (8)	1 (1)	3 (3)	- (-)	12 (12)	- (-)	31 (31)
			- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		計	8 (8)	1 (1)	3 (3)	- (-)	12 (12)	- (-)	31 (31)
	合計		50 (50)	24 (24)	15 (15)	- (-)	89 (89)	- (-)	140 (140)
	教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計	
		人		人		人			
事務職員		32 (32)		16 (16)		48 (48)			
技術職員		2 (2)		-		2 (2)			
図書館専門職員		2 (2)		2 (2)		4 (4)			
その他の職員		0 (0)		10 (10)		10 (10)			
計		36 (36)		28 (28)		64 (64)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
	校舎敷地	0㎡	41,440.16㎡		0㎡		41,440.16㎡		
	運動場用地	0㎡	55,291.64㎡		0㎡		55,291.64㎡		
	小 計	0㎡	96,731.80㎡		0㎡		96,731.80㎡		
	そ の 他	0㎡	5,561.58㎡		0㎡		5,561.58㎡		
	合 計	0㎡	102,293.38㎡		0㎡		102,293.38㎡		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
		38,225.16㎡ ( )	0㎡ ( )		3,450.43㎡ ( )		41,675.59㎡ ( )		
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
					室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
図書館		面積 ㎡		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			
体育館		面積 ㎡		体育館以外のスポーツ施設の概要					
経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		140千円	140千円	140千円	140千円	-千円	-千円	
	共同研究費等		-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	図書購入費	450千円	450千円	450千円	450千円	450千円	-千円	-千円	
	設備購入費	29,000千円	29,000千円	29,000千円	29,000千円	29,000千円	-千円	-千円	

※学生納付金は、

経費の 見及び 持の方 法の概 要	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	上から医療学部医 療工学科、医療学 部医療工学科福祉 コース、医療学部 健康栄養学科、人 間科学部国際交流 学科、人間科学部 スポーツ健康学 科、人間科学部ス ポーツ健康学科柔 道整備コース、芸 術学部アート・デ ザイン学科、芸術 学部トータル ビューティ学科の 順	
		1,540千円	1,300千円	1,300千円	1,300千円	1,300千円	－千円		－千円
		1,160千円	920千円	920千円	920千円	920千円	－千円		－千円
		1,270千円	1,030千円	1,030千円	1,030千円	1,030千円	－千円		－千円
		1,030千円	790千円	790千円	790千円	790千円	－千円		－千円
		1,230千円	990千円	990千円	990千円	990千円	－千円		－千円
		1,540千円	1,300千円	1,300千円	1,300千円	1,300千円	－千円		－千円
		1,460千円	1,220千円	1,220千円	1,220千円	1,220千円	－千円		－千円
1,160千円	920千円	920千円	920千円	920千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		学納金以外に補助金収入、手数料収入等を持って維持する							
既設 大学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	東亜大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	東亜大学	年	人	年次 人	人		倍		山口県下関市一の 宮学園町2番1号
	医療学部								
	医療工学科	4	55	－	220	学士（医療工学）	0.98	平成16年度	
	健康栄養学科	4	40	－	160	学士（医療栄養学）	0.52	平成19年度	
	人間科学部								
	心理臨床・子ども学科	4	40	－	160	学士（人間科学）	0.94	平成24年度	
	国際交流学科	4	40	－	160	学士（人間科学）	0.75	平成24年度	
	スポーツ健康学科	4	65	－	260	学士（人間科学）	1.24	平成24年度	
	芸術学部								
	アート・デザイン学科	4	30	－	120	学士（芸術）	1.18	平成9年度	
	トータルビューティ学科	4	30	－	120	学士（芸術）	0.62	平成19年度	
	東亜大学大学院								
	総合学術研究科								
	博士前期課程								
	医療科学専攻	2	8	－	16	修士（医療科学）	0.12	平成27年度	
	人間科学専攻	2	8	－	16	修士（人間科学）	0.18	平成27年度	
	デザイン専攻	2	8	－	16	修士（芸術）	0.56	平成27年度	
	臨床心理学専攻	2	8	－	16	修士（臨床心理学）	1.37	平成27年度	
	博士後期課程								
	医療科学専攻	3	3	－	9	博士（医療科学）	0.33	平成27年度	
	人間科学専攻	3	3	－	9	博士（人間科学）	1.22	平成27年度	
	デザイン専攻	3	3	－	9	博士（芸術）	0.88	平成27年度	
	臨床心理学専攻	3	3	－	9	博士（臨床心理学）	0.66	平成27年度	
	総合学術研究科 (通信制修士課程)								

法学専攻	2	50	-	100	修士（法学）	1.51	平成12年度
人間科学専攻	2	50	-	100	修士（人間科学）	0.14	平成12年度
デザイン専攻	2	14	-	28	修士（芸術）	0.07	平成14年度
附属施設の概要							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人東亜大学学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	⇨	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>東亜大学</b>					<b>東亜大学</b>				
医療学部					医療学部				
医療工学科	55	—	220		医療工学科	<u>45</u>	—	<u>180</u>	定員変更 (△10)
健康栄養学科	40	—	160		健康栄養学科	<u>30</u>	—	<u>120</u>	定員変更 (△10)
人間科学部					人間科学部				
心理臨床・子ども学科	40	—	160		心理臨床・子ども学科	40	—	160	
国際交流学科	40	—	160		国際交流学科	<u>30</u>	—	<u>120</u>	定員変更 (△10)
スポーツ健康学科	65	—	260		スポーツ健康学科	<u>80</u>	—	<u>320</u>	定員変更 (+15)
芸術学部					芸術学部				
アート・デザイン学科	30	—	120		アート・デザイン学科	<u>50</u>	—	<u>200</u>	定員変更 (+20)
トータルビューティ学科	30	—	120		トータルビューティ学科	<u>25</u>	—	<u>100</u>	定員変更 (△5)
計	300	—	1,200		計	300	—	1,200	
<b>東亜大学大学院</b>					<b>東亜大学大学院</b>				
総合学術研究科 (博士前期課程) □					総合学術研究科 (博士前期課程) □				
医療科学専攻	8	—	16		医療科学専攻	8	—	16	
人間科学専攻	8	—	16		人間科学専攻	8	—	16	
デザイン専攻	8	—	16		デザイン専攻	8	—	16	
臨床心理学専攻	8	—	16		臨床心理学専攻	8	—	16	
総合学術研究科 (博士後期課程) □					総合学術研究科 (博士後期課程) □				
医療科学専攻	3	—	9		医療科学専攻	3	—	9	
人間科学専攻	3	—	9		人間科学専攻	3	—	9	
デザイン専攻	3	—	9		デザイン専攻	3	—	9	
臨床心理学専攻	3	—	9		臨床心理学専攻	3	—	9	
総合学術研究科 (通信制・修士課程)					総合学術研究科 (通信制・修士課程)				
法学専攻	50	—	100		法学専攻	50	—	100	
人間科学専攻	50	—	100		人間科学専攻	50	—	100	
デザイン専攻	14	—	28		デザイン専攻	14	—	28	
計	158	—	328		計	158	—	328	

# 校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



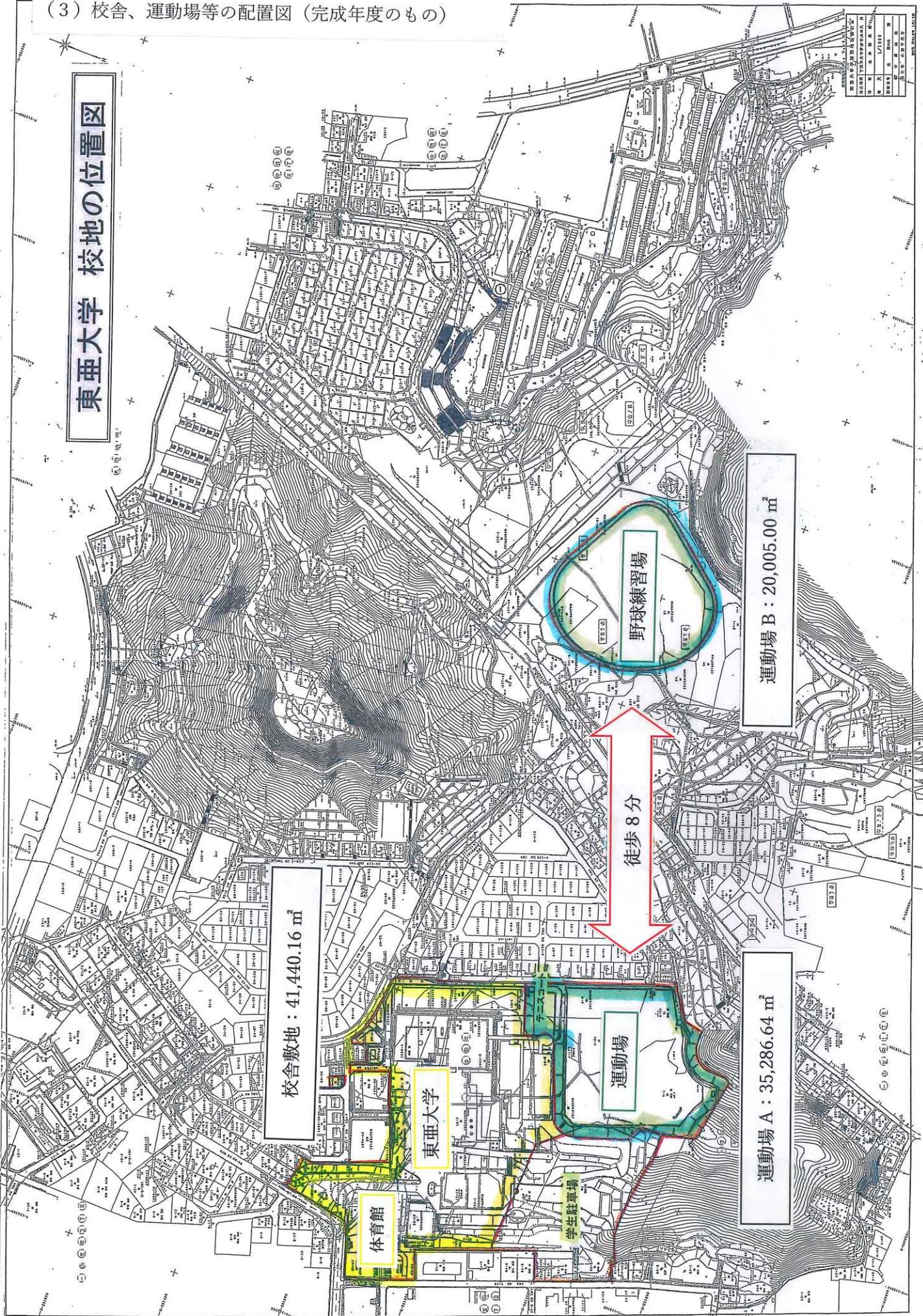
### JRをご利用の場合

博多駅	山陽新幹線 約27分	新下関駅 (南口)	徒歩 10分	東亜大学		
新山口駅	山陽新幹線 約24分					
小倉駅	鹿児島本線 約18分				下関駅	山陽本線 約10分
門司駅	山陽本線 約7分				下関駅	山陽本線 約10分
宇部駅	山陽本線 約10分				厚狭駅	山陽本線 約35分

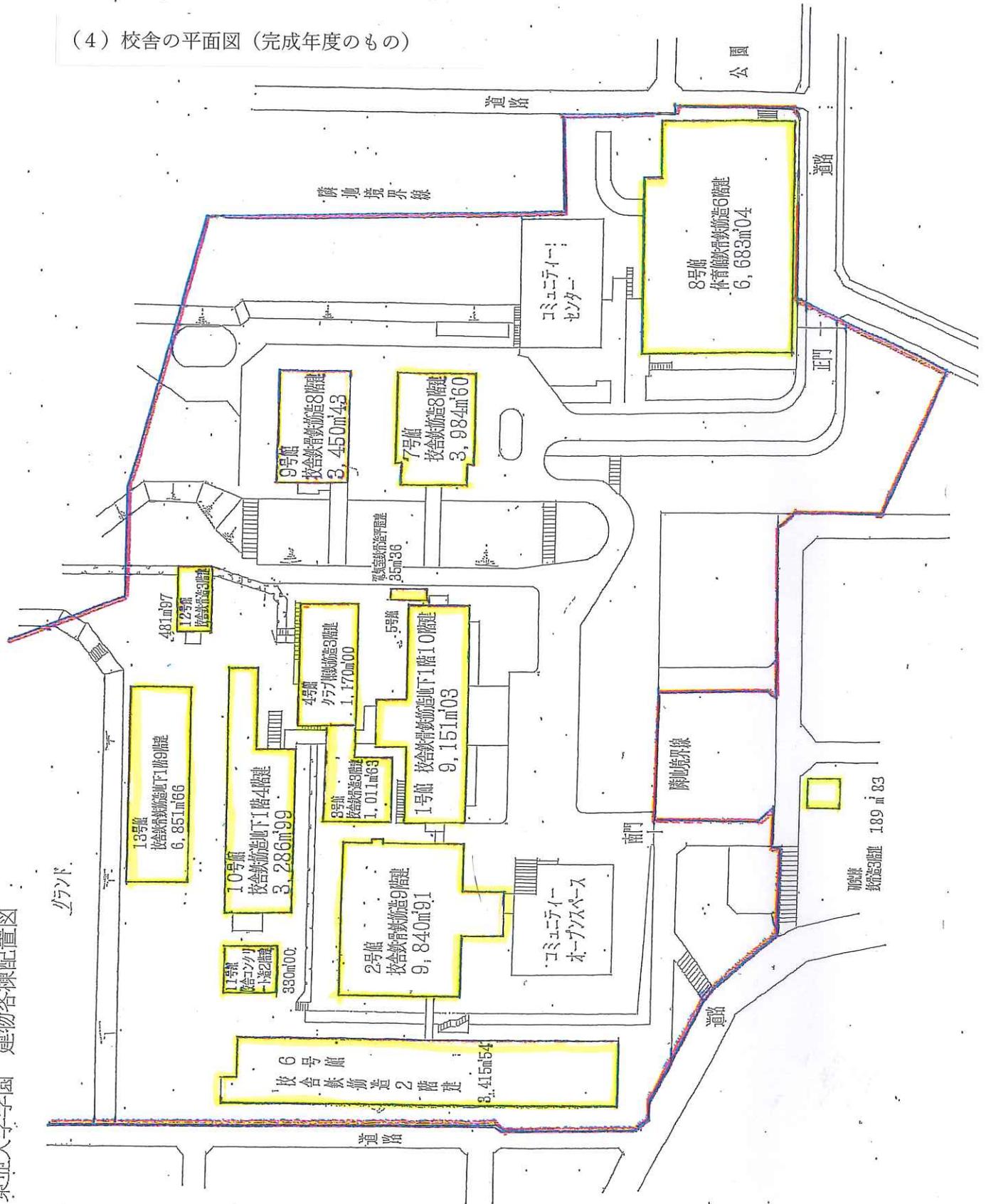
【 JR 新下関駅南口より徒歩 0.6 km 】

(3) 校舎、運動場等の配置図 (完成年度のもの)

東亜大学 校地の位置図

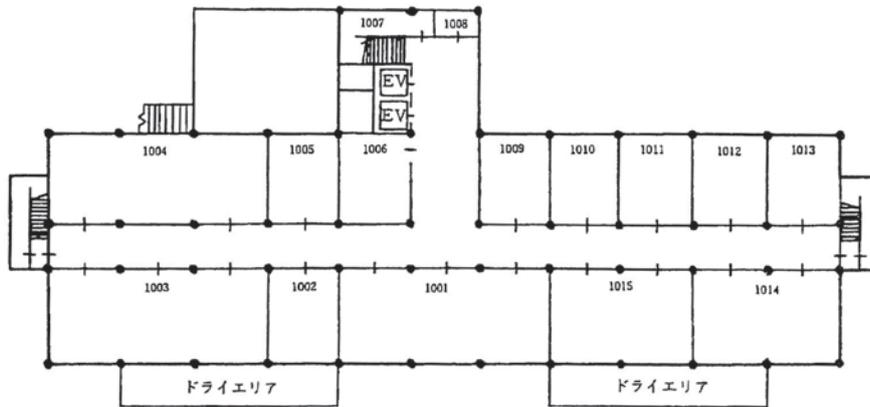


(4) 校舎の平面図 (完成年度のもの)

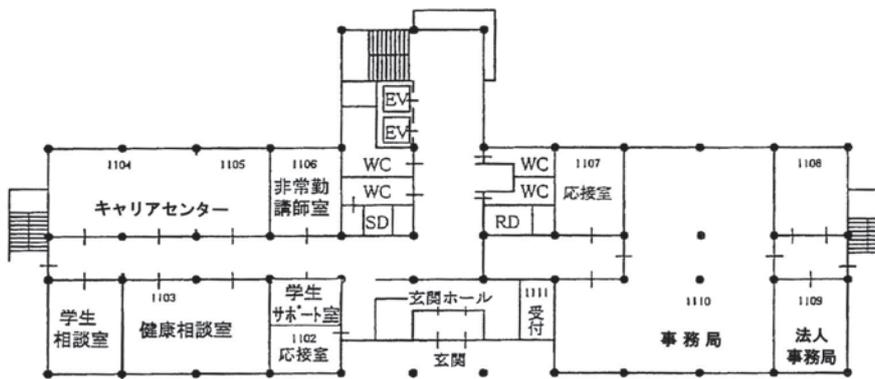


講義室・演習室・実験室等の室番号図 (1/600 縮図)

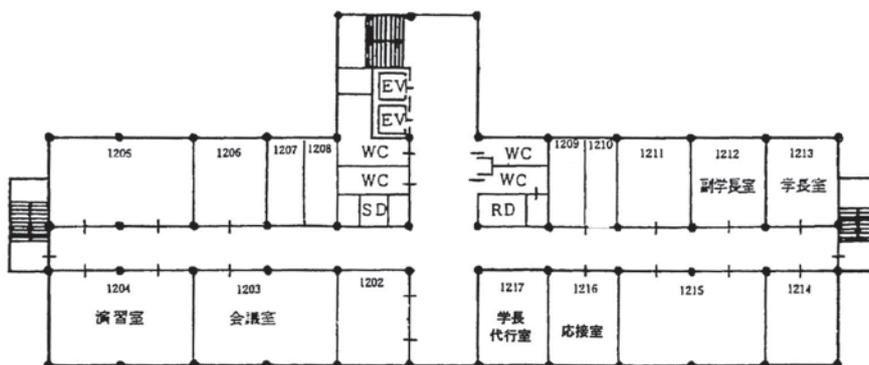
○1号館 地階



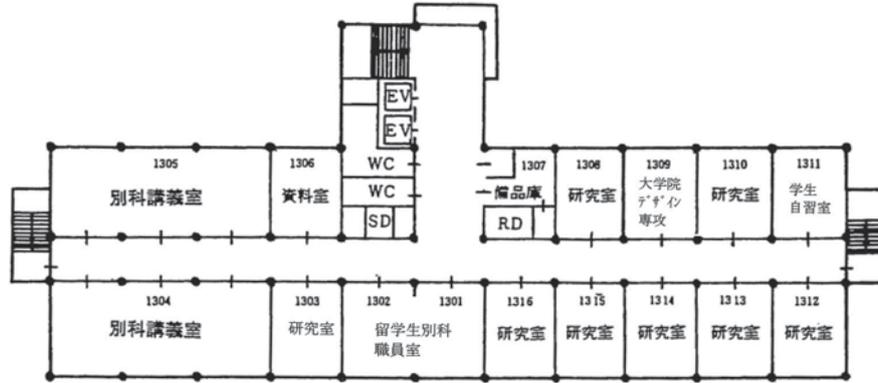
○1号館 1階



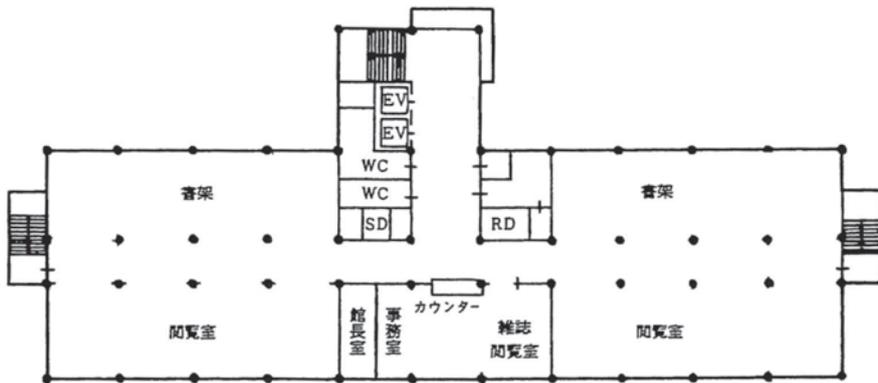
○1号館 2階



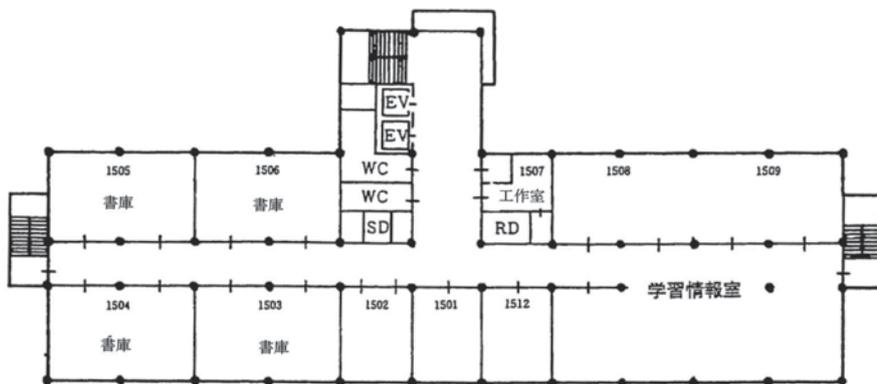
○1号館 3階



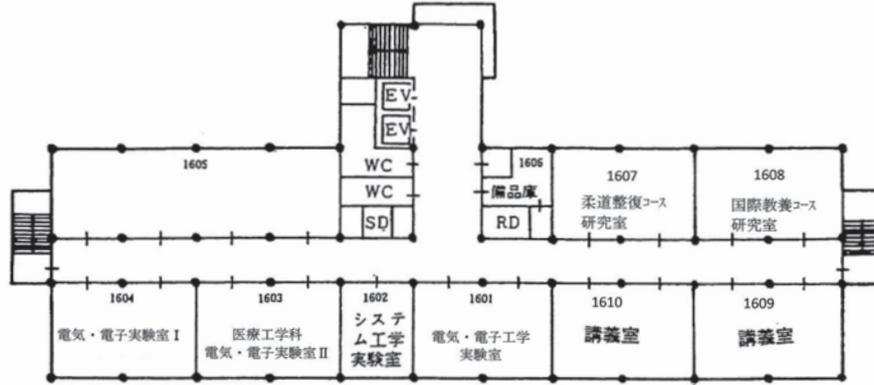
○1号館 4階 (図書館)



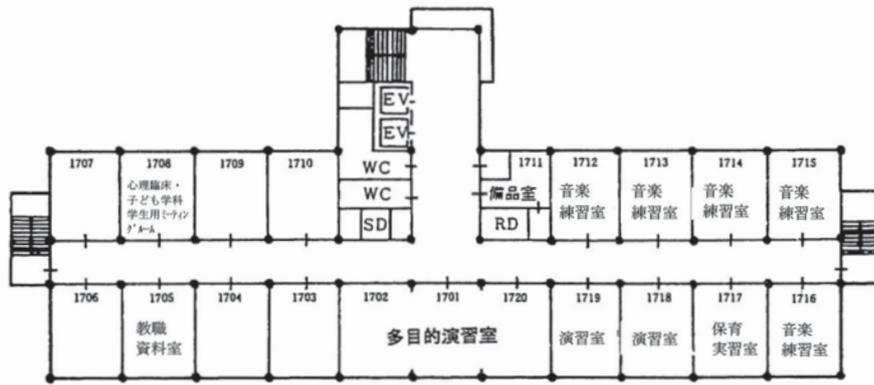
○1号館 5階



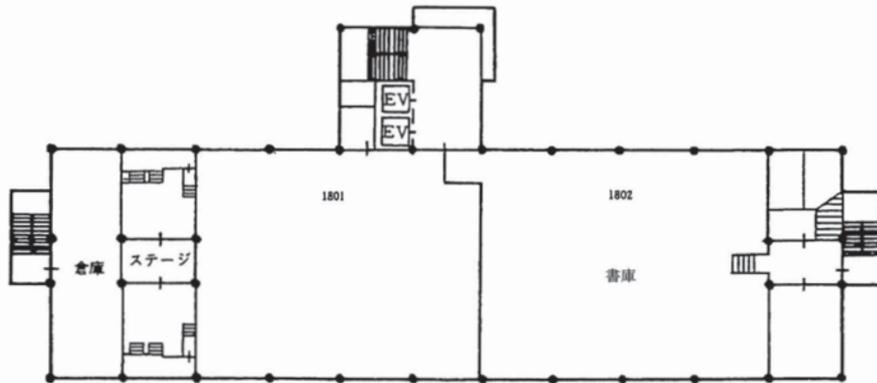
○1号館 6階



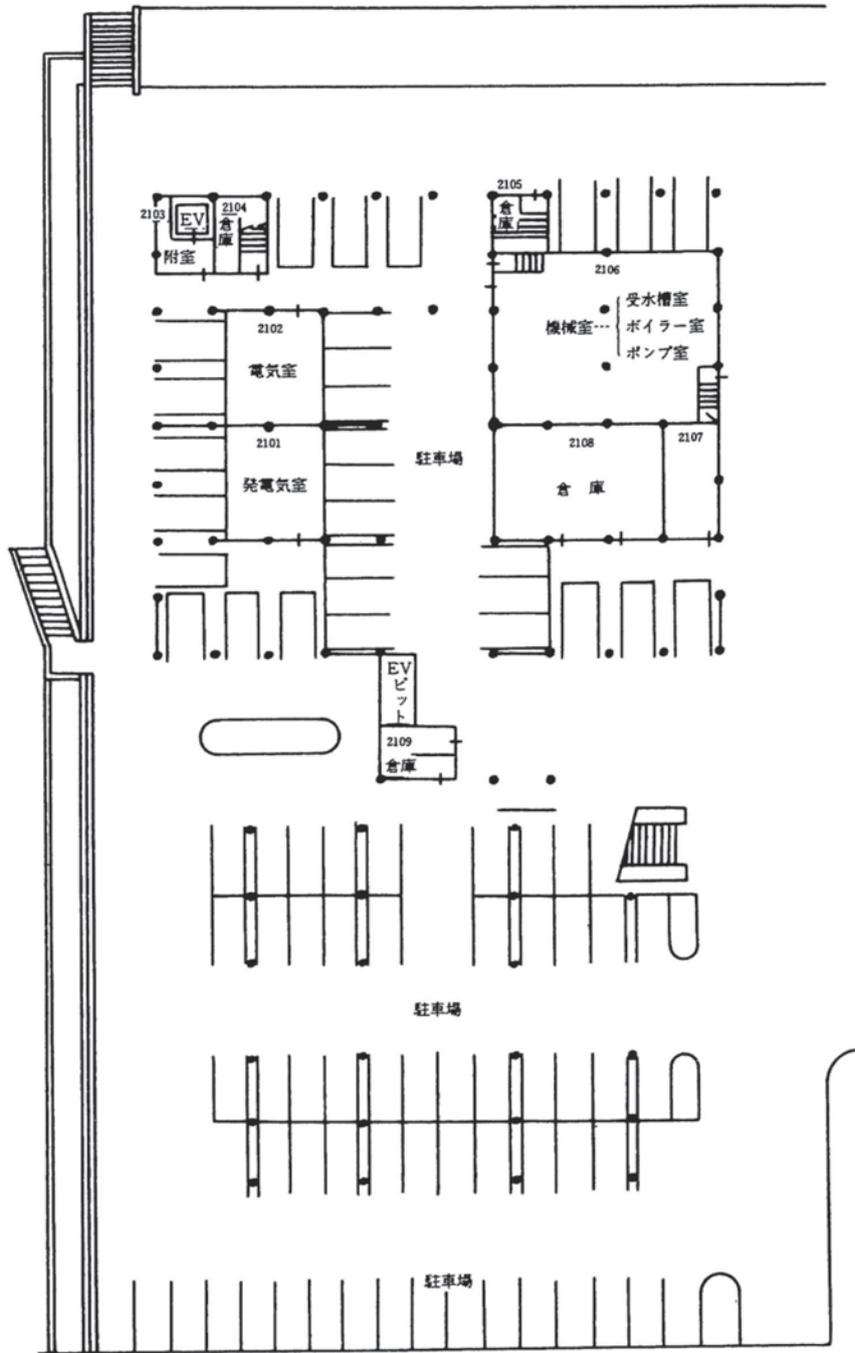
○1号館 7階



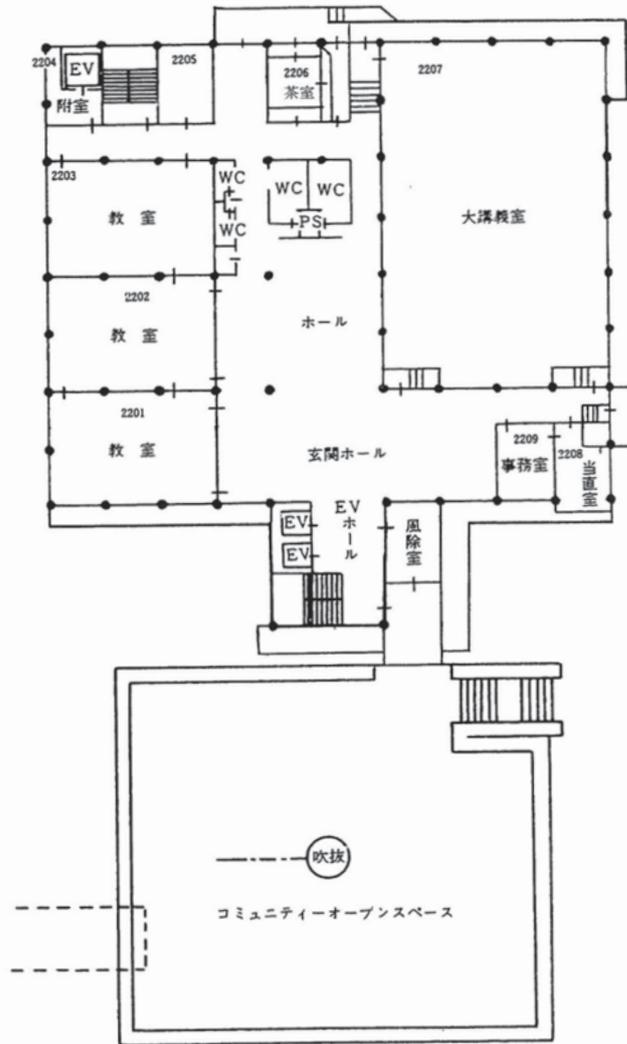
○1号館 8階



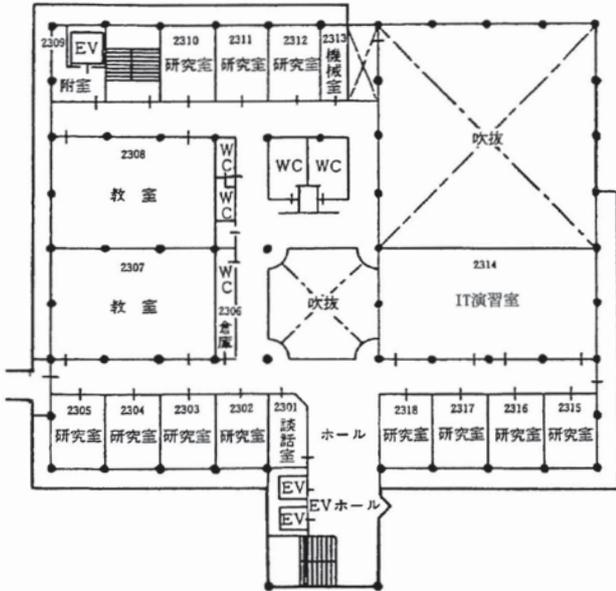
○2号館 1階



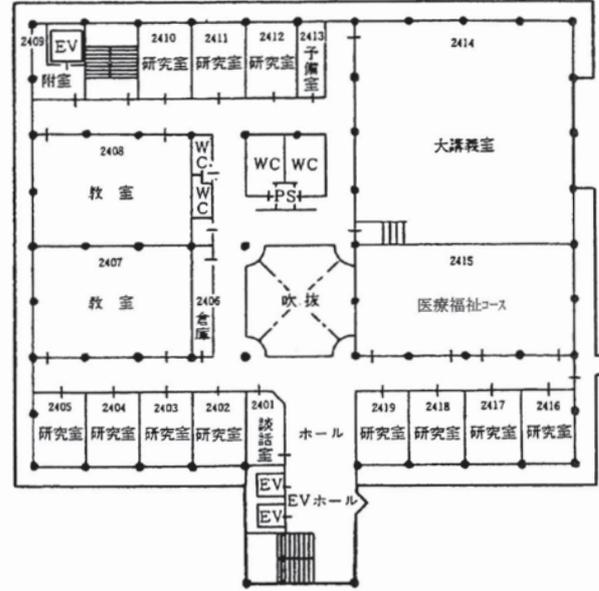
○2号館 2階



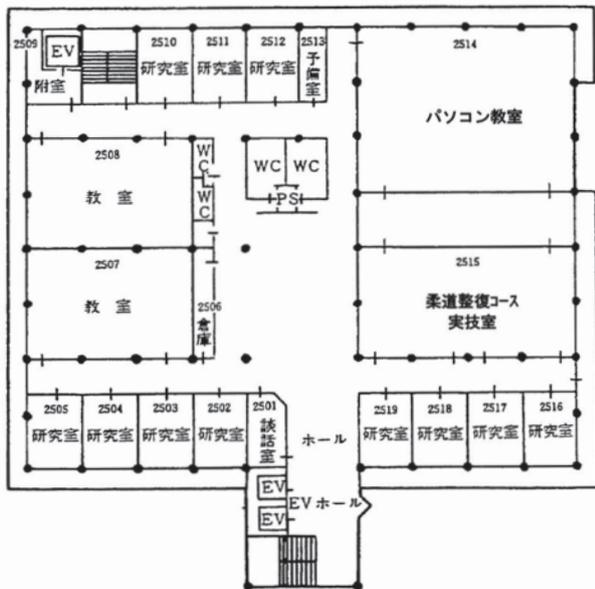
○ 2号館 3階



○ 2号館 4階

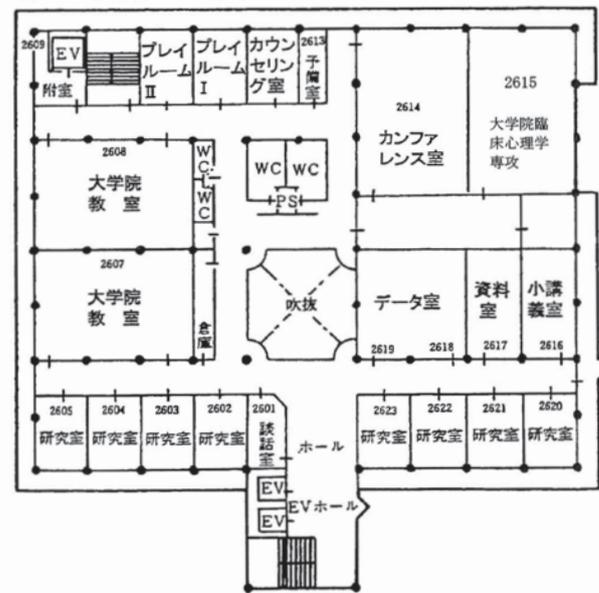


○ 2号館 5階

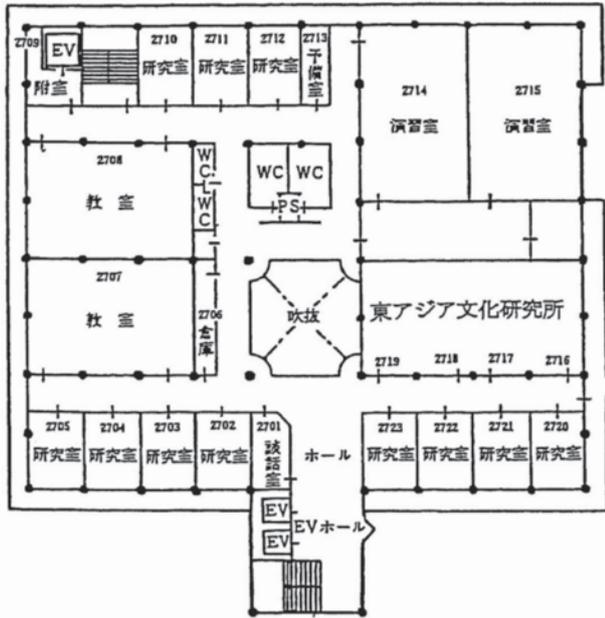


○ 2号館 6階

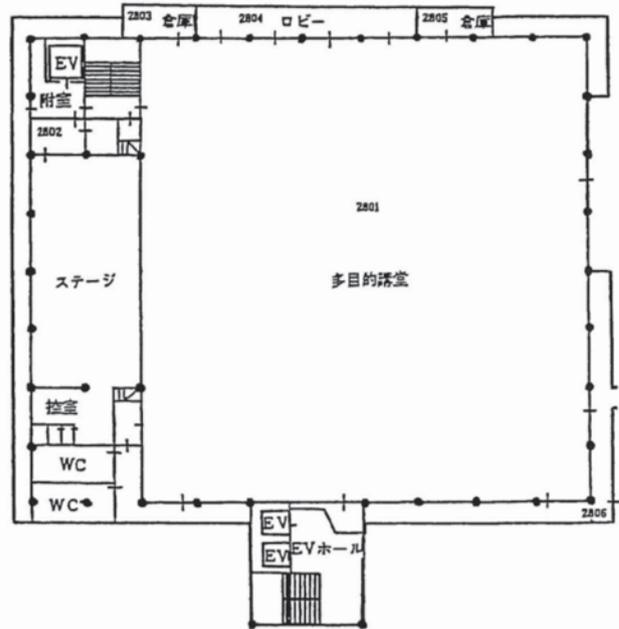
東亜大学院附属臨床心理相談センター



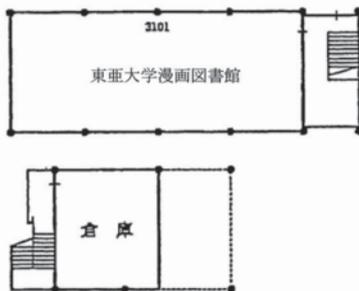
○2号館 7階



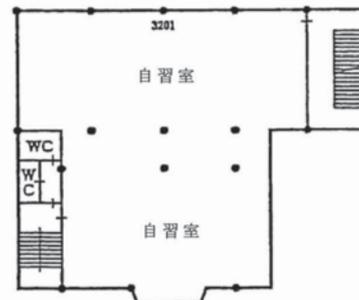
○2号館 8階



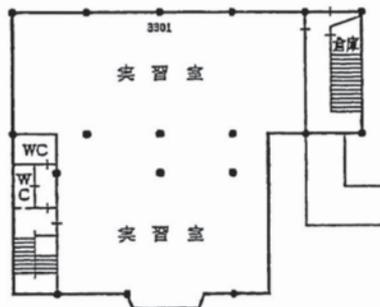
○3号館 1階



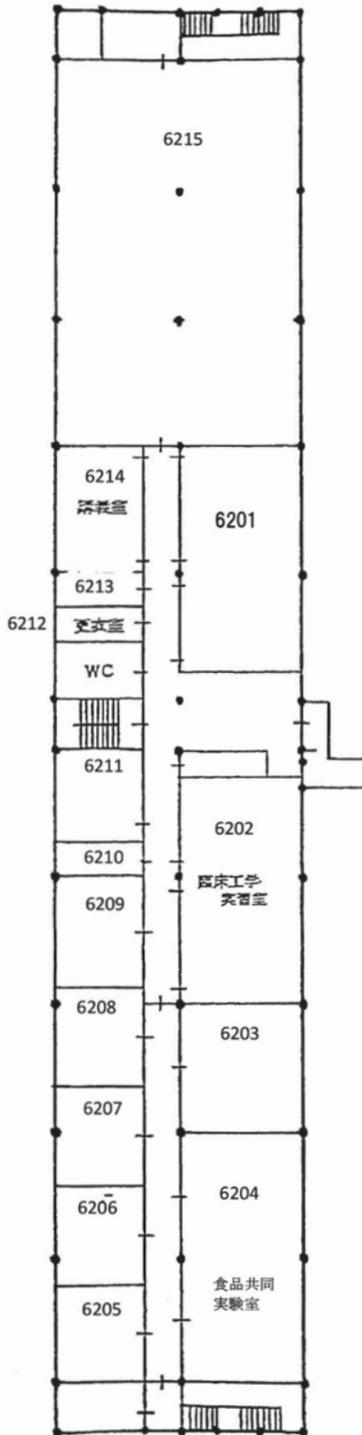
○3号館 2階



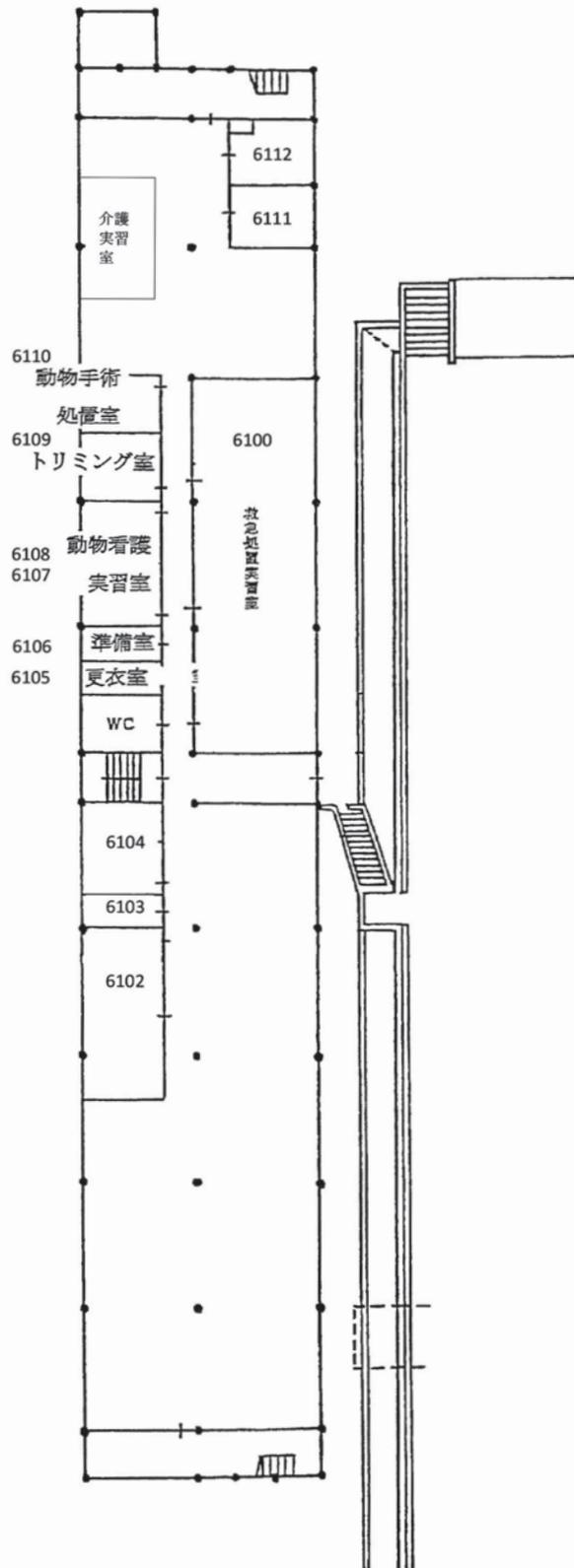
○3号館 3階



○ 6号館 2階 (医療学部実験実習工場)

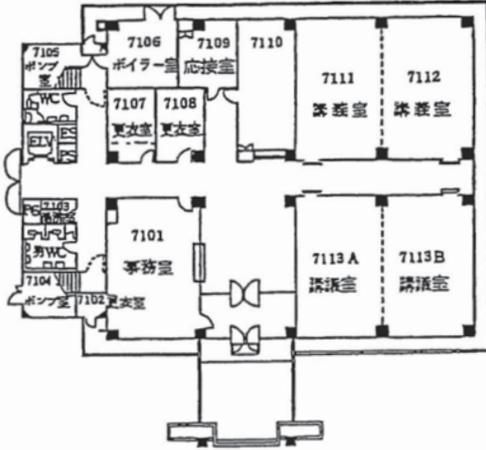


○ 6号館 1階 (医療学部実験実習工場)

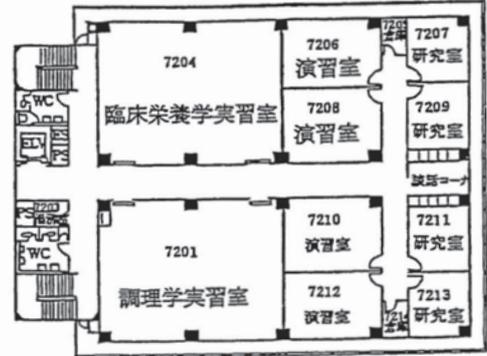


7号館 (1/600 縮図)

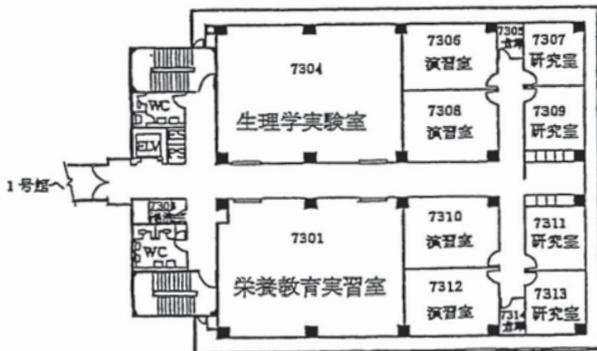
○7号館 1階



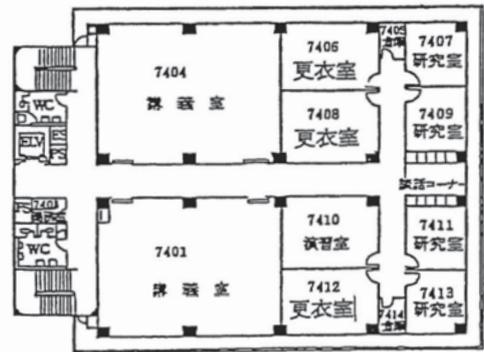
○7号館 2階



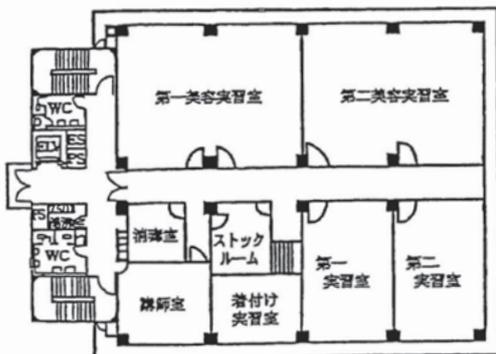
○7号館 3階



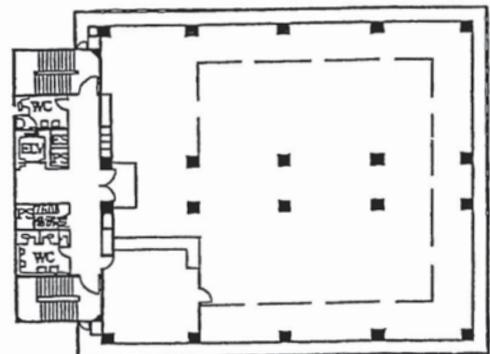
○7号館 4階



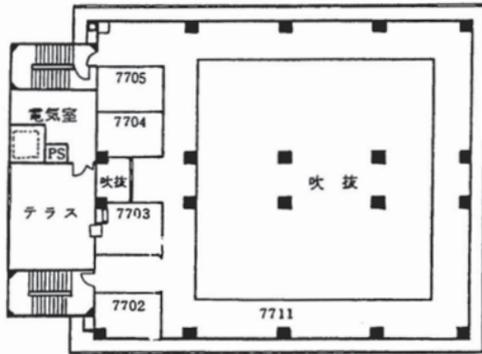
○7号館 5階(理美容実習室)



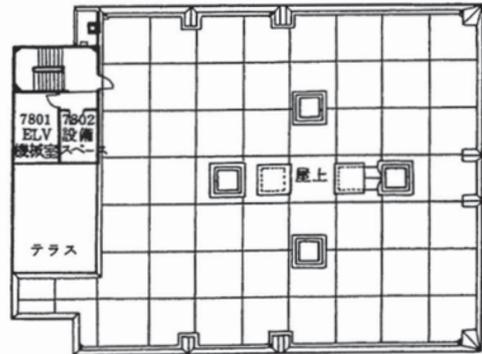
○7号館 6階



○7号館 7階

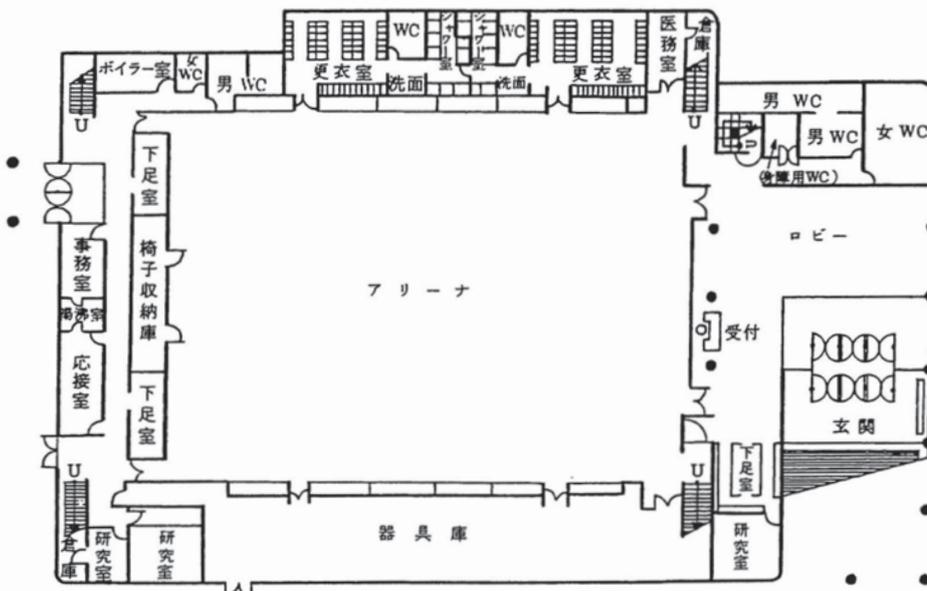


○7号館 8階

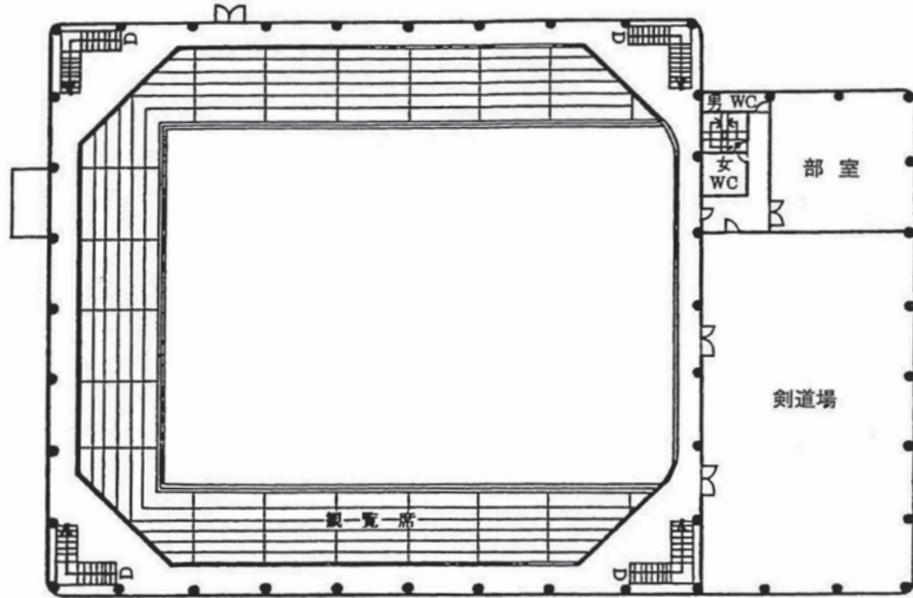


## 体育館 (1/600 縮図)

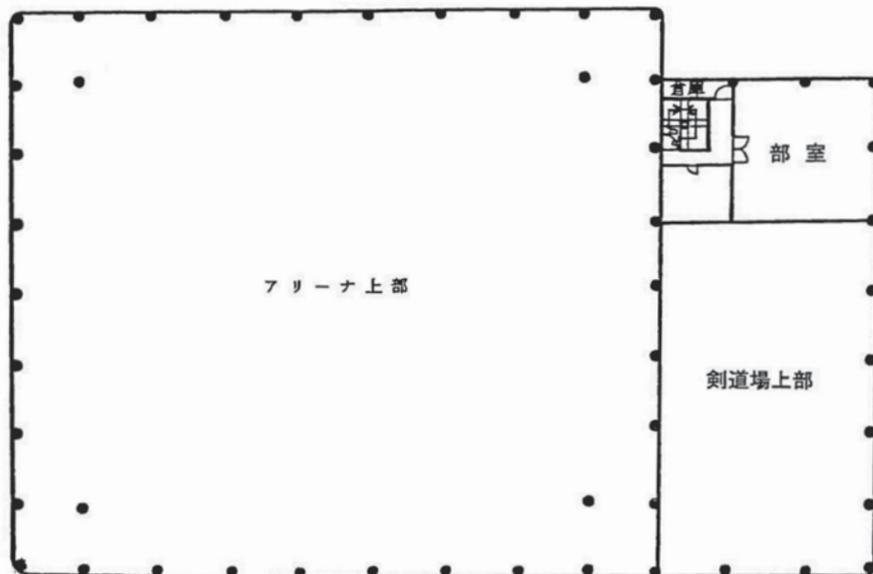
○8号館 3階



○8号館 4階

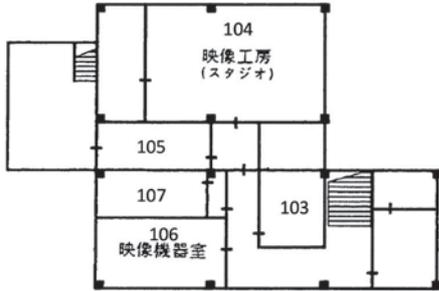


○8号館 5階

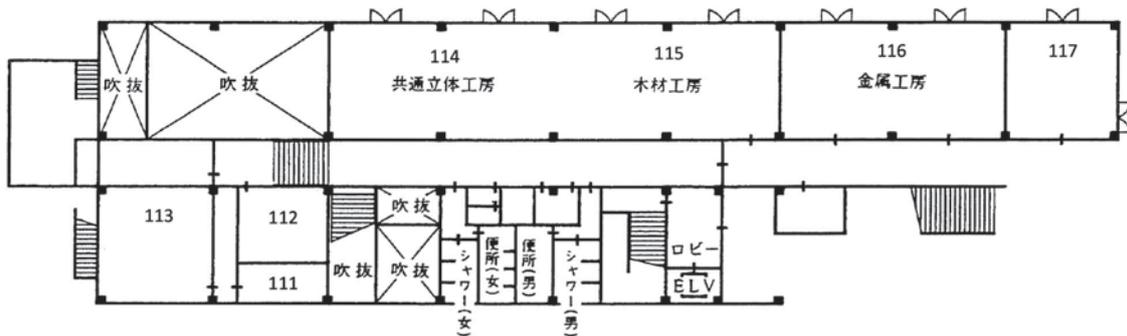


# デザイン実習棟

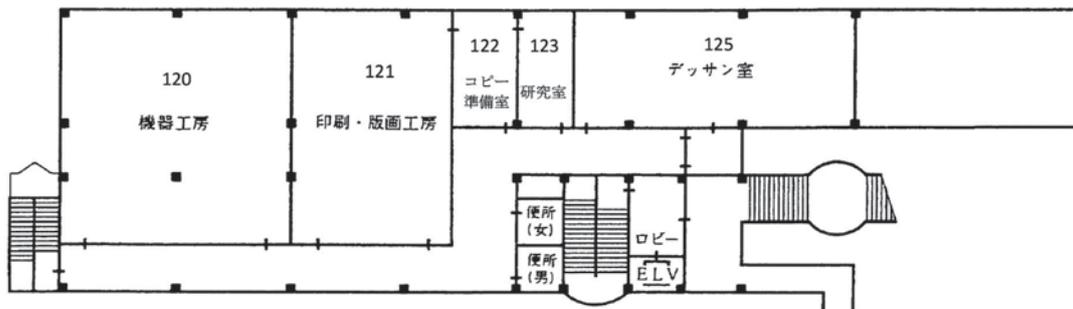
## ○ 10号館 地階



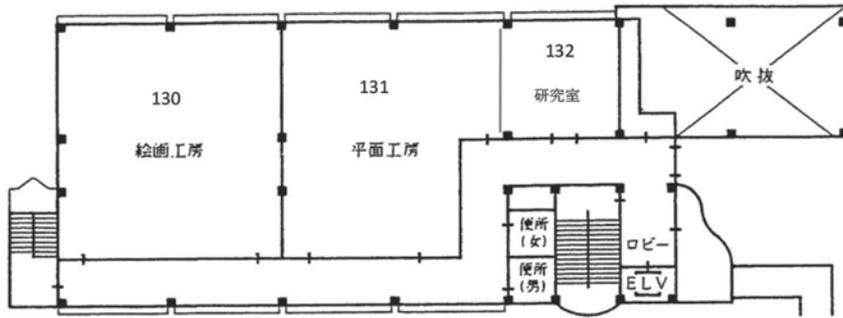
## ○ 10号館 1階



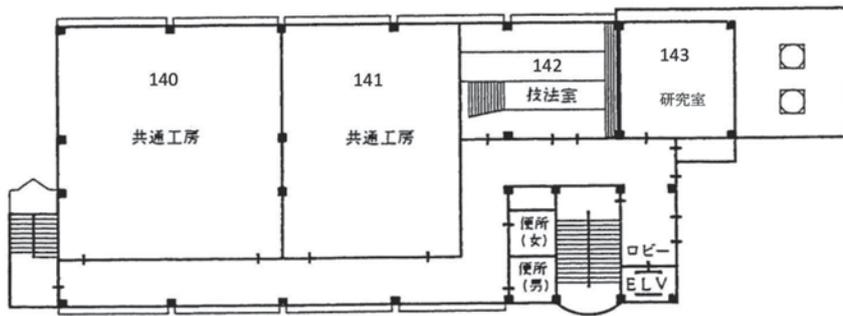
## ○ 10号館 2階



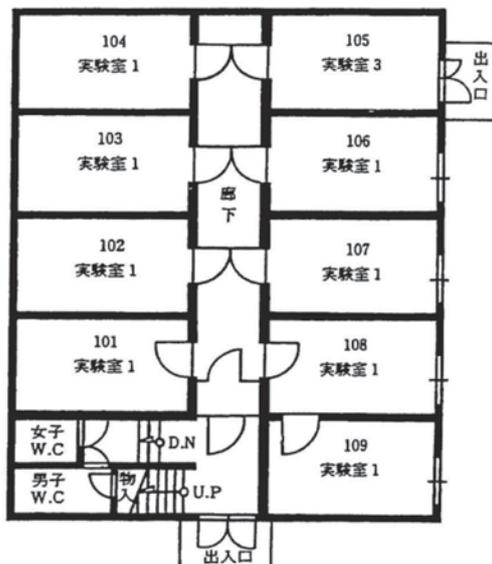
○10号館 3階



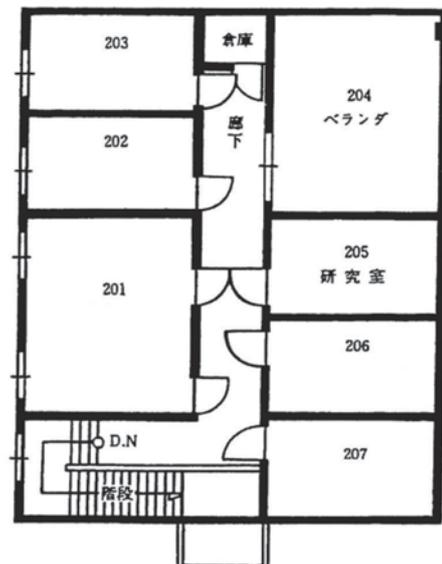
○10号館 4階



○11号館 1階

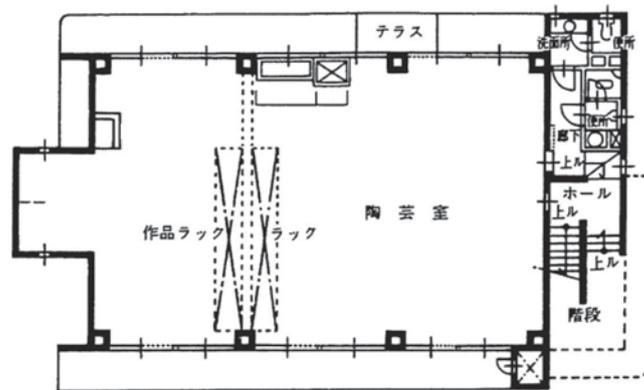


○11号館 2階

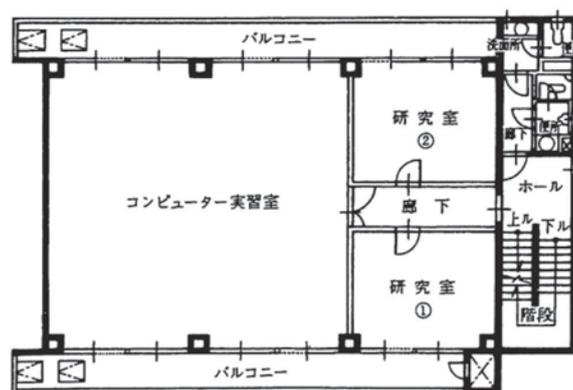


# 12号館 実習棟

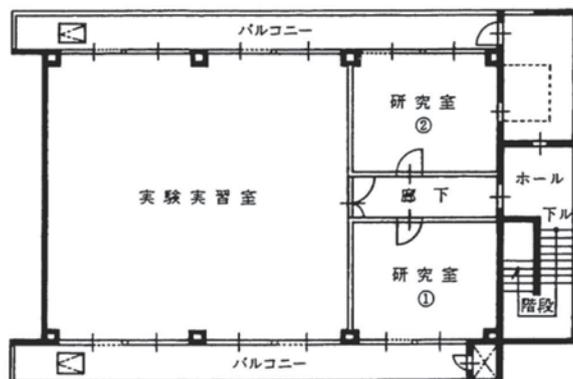
○12号館 1階



○12号館 2階



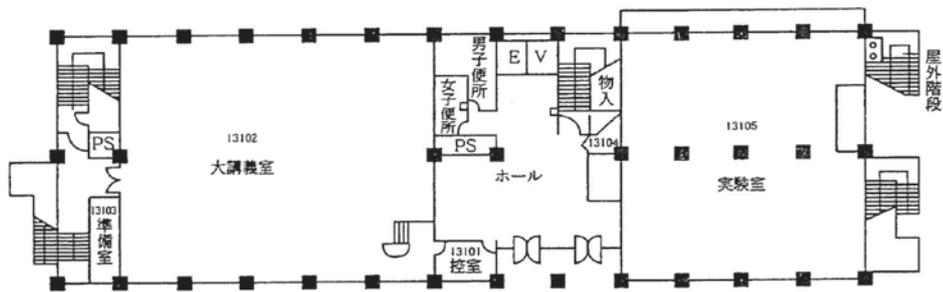
○12号館 3階



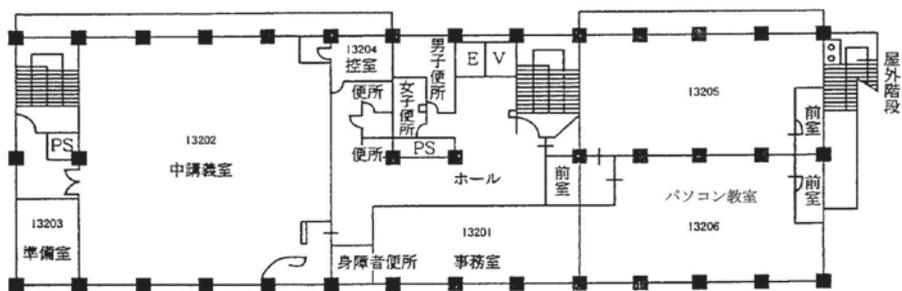
○13号館 地階 (1/400縮図)



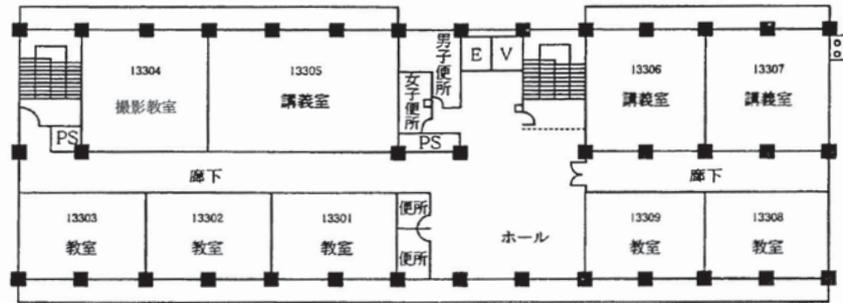
○13号館 1階 (1/400縮図)



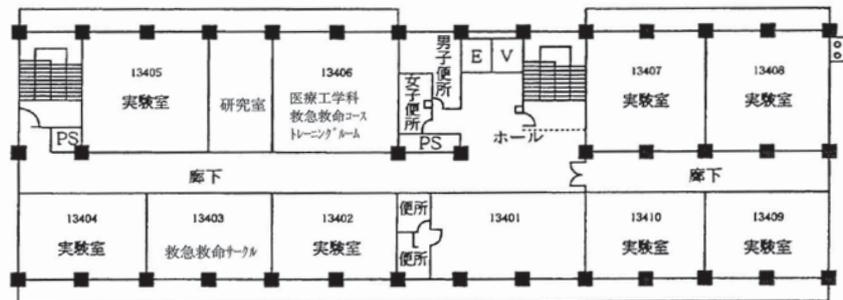
○13号館 2階 (1/400縮図)



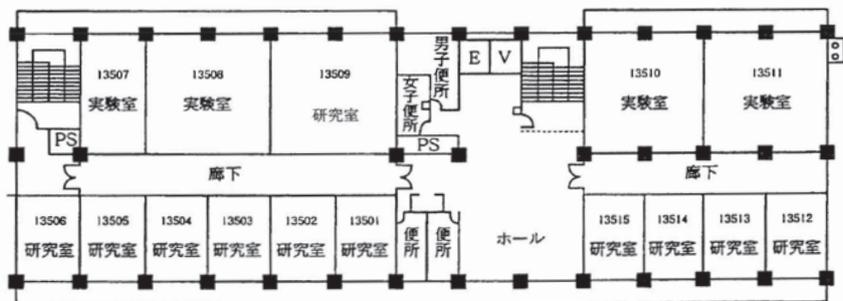
○13号館 3階 (1/400縮図)



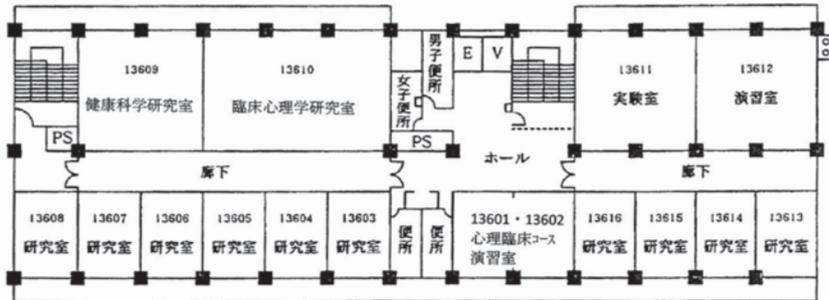
○13号館 4階 (1/400縮図)



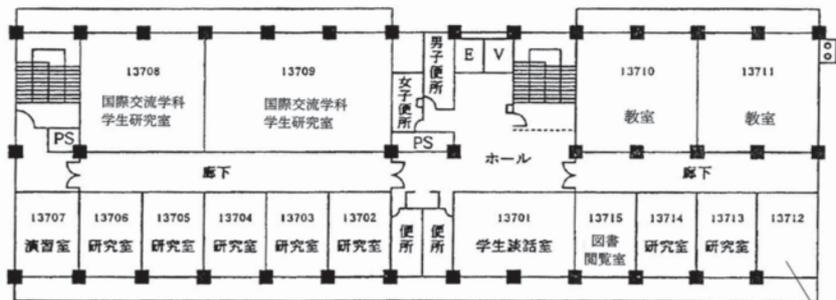
○13号館 5階 (1/400縮図)



○13号館 6階 (1/400縮図)

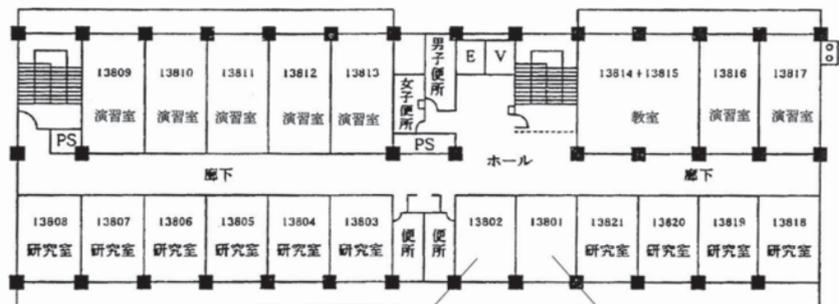


○13号館 7階 (1/400縮図)



東アジア文化圏  
形成プロジェクト室

○13号館 8階 (1/400縮図)

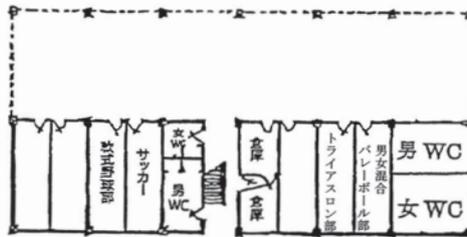


一の宮実習施設(健康栄養学科)  
給食経営管理実習室(1/900縮図)

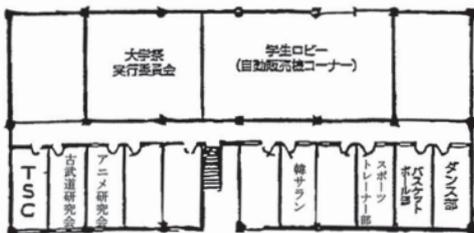


4号館 クラブ棟

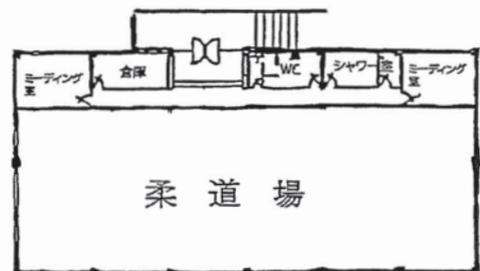
○4号館 1階



○4号館 2階



○4号館 3階



# 東 亜 大 学 学 則 (案)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 東亜大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会の要請に応え得る教育の環境を常に大学内に求め、人間教育並びに高度の専門職業技術教育とその研究とを実施し、もって福祉国家の創造に積極的に参加し、更に広く世界観に立脚して他民族の繁栄にも寄与し得る、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学の目的及び社会的責任を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

### (学部、学科及び学生定員)

第2条 本学に次の学部、学科及び専攻等を置き、その学生定員を次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科		入学定員	収容定員
医療学部	医療工学科	45 人	180 人
	（医療福祉コース）*1	（40 人）	（160 人）
	健康栄養学科	30 人	120 人
	（管理栄養士専攻）*2	（30 人）	（120 人）
人間科学部	心理臨床・子ども学科	40 人	160 人
	（児童教育専攻）*3	（30 人）	（120 人）
	国際交流学科	30 人	120 人
	スポーツ健康学科	80 人	320 人
	（保健体育専攻）*4	（50 人）	（200 人）
（柔道整復コース）*5	（30 人）	（120 人）	
芸術学部	アート・デザイン学科	50 人	200 人
	トータルビューティ学科	25 人	100 人
	（美容師専攻）*6	（20 人）	（80 人）

\*1 医療福祉コースの定員は、医療工学科の定員の内数である。

\*2 管理栄養士専攻の定員は、健康栄養学科の定員の内数である。

\*3 児童教育専攻の定員は、心理臨床・子ども学科の定員の内数である。

\*4 保健体育専攻の定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。

\*5 柔道整復コースの定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。

\*6 美容師専攻の定員は、トータルビューティ学科の定員の内数である。

(学部、学科の教育研究上の目的)

第2条の2 本学の学部、学科の教育研究上の目的は、次項以下のとおりとする。

1 医療学部は、保健・医療・福祉の専門的知識及び技術並びに豊かな人間性を養い、広く社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(1) 医療工学科は、保健・医療・福祉の分野において、他の医療人などと協同して活動することができる、実践的応用力を備えた人材を養成することを目的とする。

(2) 健康栄養学科は、食生活における栄養を的確に評価し、適切かつ高度な指導ができる、実践的応用力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 人間科学部は、人間の心と体について理解し、さらに、人間の営為である文化や社会を理解する能力を養い、他者を思いやりながらよりよく生きるための実践力を備えた人材を養成することを目的とする。

(1) 心理臨床・子ども学科は、心理学、教育学、保育学を中心として人間の心理社会的、身体的発達過程を科学的に理解し、広く教育と人間理解に関わる知識を備えた人材を養成する。

(2) 国際交流学科は、観光経営や異文化理解に関する知識を学び、語学力などの実践力を身につけ、これからの国際交流の場で活躍できる人材を養成する。

(3) スポーツ健康学科は、幅広い知識と教養を身につけ、学校や社会において体育・スポーツ振興、健康及び体力増進の分野で貢献できる人材を養成する。また、同分野において、人体のしくみやスポーツ科学の高い専門性を有し、スポーツや運動を行う人の障害の予防とケア、適切な手当のできるスポーツのトレーナーとして、貢献できる人材を養成する。

3 芸術学部は、豊かな感性及び幅広い知識を持ち、社会において様々な分野に対応できる、創造力と技術力を備えた人材を養成することを目的とする。

(1) アート・デザイン学科は、人間教育を軸とし、もの作りを体験する中で、理性と感性の統合の観点から社会に貢献できる人材を養成する。

(2) トータルビューティ学科は、幅広い教養と芸術の知識を持ち、社会の変化に対応できる、理容美容等の専門的技術を身につけた人材の養成を目的とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

総合学術研究科 博士前期課程・博士後期課程

総合学術研究科 修士課程(通信教育課程)

2 大学院に関する学則は、別に定める。

## 第2章 修業年限、学年、学期及び休日

(修業年限及び在学年数)

第4条 本学の修業年限は4年とし、学生の在学年数は8年を限度とする。

ただし、休学の期間は在学年数に加算しない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休日)

第6条 次に掲げる日は授業を行わない。

日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

開学記念日(11月14日)

2 次の期間は授業を休止する。

春季 4月1日から4月7日まで

夏季 8月1日から9月30日まで

冬季 12月25日から翌年1月7日まで

3 前項の規定にかかわらず必要に応じて休日又は休業の期間を変更し、又は臨時の休日を定めることができる。

## 第3章 履修、試験、成績評価、卒業及び学位

(卒業の要件・履修)

第7条 本学を卒業するために修得すべき授業科目および単位数は次のとおりである。

共通教育科目22単位以上と専門教育科目80単位以上を含む総単位数124単位以上を修得すること。

2 本学は、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。

3 前二項のほか、卒業の要件・履修に必要な事項は各学部履修細則の定めるところによる。

(単位計算方法)

第8条 授業科目の単位数は次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(入学者の既修得単位の取扱)

第9条 大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位を教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項の規定により単位を認定する場合は、教授会の議に基づき、30単位を限度として行うものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(教育課程)

第11条 本学の共通教育課程は別表1のとおりとする。

2 本学の各学部・学科ごとの専門教育課程は、別表2から8のとおりとする。

(成績評価)

第12条 単位を修得した科目の成績は、S・A・B・Cをもって評価する。

(卒業及び学位)

第13条 本学に4年以上在学し、第7条に定められた科目につき定められた単位を修得した者には卒業証書を授与し、次の区分により学士の学位を授与する。

医療学部医療工学科を卒業した者	学士(医療工学)
医療学部健康栄養学科を卒業した者	学士(医療栄養学)
人間科学部心理臨床・子ども学科を卒業した者	学士(人間科学)
人間科学部国際交流学科を卒業した者	学士(人間科学)
人間科学部スポーツ健康学科を卒業した者	学士(人間科学)
芸術学部アート・デザイン学科を卒業した者	学士(芸術)
芸術学部トータルビューティ学科を卒業した者	学士(芸術)

(教員免許状及び指定養成施設の資格)

第14条 教員免許状の取得を希望する学生は、別表「教職課程」に掲げる授業科目の内から、教育職員免許法および同法施行規則に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。

2 取得することのできる免許状は、次のとおりである。

課程の名称	免許状の種類	免許教科
1 正規の課程 人間科学部 心理臨床・子ども学科 児童教育専攻	小学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状	

スポーツ健康学科 保健体育専攻	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	保健体育 保健体育
芸術学部 アート・デザイン学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	美術 美術・工芸

- 3 医療学部医療工学科医療福祉コース（入学定員 40 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、介護福祉士の国家試験受験資格を得ることができる。また、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、社会福祉士の国家試験受験資格を得ることができる。
- 4 人間科学部心理臨床・子ども学科（入学定員 40 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、指定保育士養成施設卒業証明書を受けることができる。
- 5 人間科学部スポーツ健康学科柔道整復コース（入学定員 30 名）に所属し卒業した者は、柔道整復師の国家試験受験資格を得ることができる。
- 6 医療学部健康栄養学科管理栄養士専攻（入学定員 30 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、栄養士の免許状を受け取る資格を有する。また別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、管理栄養士の国家試験受験資格を得ることができる。
- 7 芸術学部トータルビューティ学科美容師専攻（入学定員 20 名）に所属し、別に定める所定の要件を満たし卒業した者は、美容師の国家試験受験資格を得ることができる。

#### 第 4 章 入学、休学、復学、退学及び除籍

##### （入学の時期）

第 15 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、秋季入学については、後期の始めとする。

##### （入学資格）

第 16 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格し

た者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(7) 文部科学省が大学入学資格を認めた専修学校高等課程を修了した者

(8) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の許可)

第17条 入学志願者に対して、選抜試験を行い、その合格者に入学を許可する。

(保証人)

第18条 学生は入学の際、保証人を定めて届け出なければならない。保証人を変更した場合も同様とする。

(休学、及び復学)

第19条 学生は疾病その他正当な事由により2ヶ月以上修学することができないときは医師の診断書・事由書を添え保証人連署で願い出て、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は通算3年を超えることはできない。

3 休学期間内にその事由が消滅したときは、その旨を保証人連署で願い出て、許可を受けて復学することができる。

(再入学)

第19条の2 本学を退学した者が、退学後2年以内に同一の学部、学科に再入学を願い出たときは選考の上、許可することがある。なお、学費未納による除籍者の再入学（除籍後2年以内）についても選考の上、認めることがある。

(転学)

第20条 学生は他大学への転学は、正当な事由がある場合を除きこれを認めない。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者については、第2年次又は第3年次の初めに限り、選考のうえ教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を終了し、又はこれらの学校を卒業した者

(退学)

第22条 学生が退学しようとするときは、その事由を述べた願書を保証人連署で提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。

(1) 第4条に定める在学年限を超えた者

(2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 外国籍の学生について在留資格を失効した者

## 第5章 賞罰

### (表彰)

第24条 優秀な学業成績又は模範となる行為のあった学生に対しては表彰する。

### (懲戒)

第25条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び譴責とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第6章 研究生、科目等履修生及び委託生

### (研究生)

第26条 研究生は本学教員の指導を受け、所定の学科に関連した学術を研究するものとする。

2 研究生として入学を志願できる者は次のとおりとする。

(1) 本学又は他の大学を卒業した者

(2) 本学卒業程度の学力があると認められた者

(研究生として入学を志願する者)

第27条 研究生として入学を志願する者は、入学願書、履歴書及び検定料を添えて願い出なければならない。ただし、本学卒業生については検定料を必要としない。

### (科目等履修生)

第28条 特定の科目につき履修を願い出た者は、選考のうえ科目等履修生として許可する。

2 科目等履修生の入学時期は、学期の始めとする。

3 科目等履修生を志願する者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の許可書を提出しなければならない。

### (委託生)

第29条 他の団体から履修する科目を定めて委託生を願い出た場合は、選考のうえ許可する。

### (細則)

第30条 研究生、科目等履修生及び委託生の細則は別に定める。

## 第7章 入学検定料、入学金、授業料及び諸納付金

### (入学検定料及び入学金)

第31条 入学志願者は入学検定料を、入学者は入学金を納付しなければならない。

(授業料及び諸納付金)

第32条 授業料及び諸納付金は、所定の期日までに納付しなければならない。

前期分 3月20日まで

後期分 9月20日まで

(休学者の授業料)

第33条 休学したときは、休学願提出確認月の翌月から復学した月の前月までの間の授業料を、月額計算により免除する。ただし、前条に定める所定の期日までに授業料及び諸納付金を納付した者に限る。

(退学、除籍の者の授業料)

第34条 退学、除籍の者は、退学、除籍の期日の属する期の授業料及び諸納付金を納付しなければならない。

(既納の諸納付金等)

第35条 既納の検定料、入学金、授業料及び諸納付金はいかなる理由があっても還付しない。ただし、第33条該当の休学者を除く。

(諸納付金等の金額)

第36条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び諸納付金の額は次のとおりとする。

(1) 入学検定料

(単位:円)

学校推薦型選抜 (指定校)	学校推薦型選抜 (公募制)	一般選抜	大学入学共通 テスト利用入試	総合型選抜
5,000	20,000	20,000	10,000	20,000

(2) 入学金、授業料及び諸納付金

(単位:円)

学部・学科		入学金	授業料 (年間)	施設費 (年間)	実験実習費 (年間)
医療学部	医療工学科	240,000	780,000	420,000	100,000
	〃 (医療福祉コース)	240,000	620,000	160,000	140,000
	健康栄養学科	240,000	680,000	250,000	100,000
人間科学部	心理臨床・子ども学科	240,000	620,000	200,000	60,000
	国際交流学科	240,000	600,000	140,000	50,000
	スポーツ健康学科	240,000	660,000	270,000	60,000
	〃 (柔道整復コース)	240,000	780,000	420,000	100,000

芸術学部	アート・デザイン学科	240,000	840,000	240,000	140,000
	トータルビューティ学科	240,000	620,000	160,000	140,000

- 2 前項の規定による金額は経済事情を勘案し、理事会が決定する。
- 3 留年者は入学年次の諸納付金等を納付する。

## 第8章 外国人留学生

### (外国人留学生の入学許可)

第37条 外国人で本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、入学を許可することがある。ただし出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「留学」を得た者に限る。

- 2 前項の規定により入学を許可された者のうち、学部学生については、第2条に規定する収容定員の定員内とする。
- 3 外国人留学生については、本学則の規定を準用し、その他、留学生規約を別に定める。

### (留学生別科)

第38条 本学に留学生別科を置き、その学生定員を次のとおりとする。

所 属	入学定員	収容定員
留学生別科	200人	400人

- 2 留学生別科の規定については、別にこれを定める。

## 第9章 奨学制度

第39条 第1条の目的を達成するため、選考の上奨学金を支給または貸与する奨学制度を設ける。

第40条 奨学制度に関する必要な事項は、別にこれを定める

## 第10章 教職員組織

### (学長等)

第41条 本学に学長、学部長、研究科長、図書館長、教学部長、広報部長、就職部長、学生部長、事務局長を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる。

### (学長等の職掌)

第42条 学長は大学を統轄しこれを代表する。

- 2 副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 3 学部長は、当該学部に関する事項を統轄し、所部の職員の服務につきこれを総督する。
- 4 研究科長は、当該大学院に関する事項を統轄し、所部の職員の服務につきこれを総督する。

- 5 教学部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 6 図書館長は学長を助け、図書館を統轄する。
- 7 広報部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 8 就職部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 9 学生部長は学長を助け、所管事項を統轄する。
- 10 事務局長は所管事項を統轄し、所部の職員の服務につきこれを総督する。  
(教授等)

第43条 本学に教授、准教授、講師を置く。

- 2 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第44条 本学に事務職員、研究技術員を置く。

- 2 その他必要に応じて雇員を置くことができる。

## 第11章 教授会

(組織)

第45条 本学に教授会を置き、専任の教授をもってこれを組織する。

(議長)

第46条 学部長は教授会を招集してその議長となる。

(定例教授会)

第47条 定例教授会は毎月1回する。ただし、臨時教授会は学部長が必要と認めるとき、又は教授会員の3分の1以上の請求があつたときこれを招集する。

(教授会の審議事項)

第48条 教授会は学長が次にあげる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 試験及び成績
- (4) 学生に対する指導及び処罰
- (5) 学科課程及び授業

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(学長等という)がつかさどる教育研究に関する事項において審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議決)

第49条 会議は教授会員の過半数の出席によって成立し、その議決は出席会員の過半数によってこれを定める。ただし、可否同数のときは議長のきめるところに

よる。

(教授会員以外の出席)

第50条 議長は必要と認めるときは、教授会員以外の者の出席を求めることができる。

(教授及び准教授、その他の教職員の新任、昇格及び退任、名誉教授の称号)

第51条 教授及び准教授、その他の教職員の新任、昇格及び退任については理事会で決める。

2 本学において、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。なお、授与について必要な事項は、別に定める。

(細則)

第52条 教授会の細則については別にこれを定める。

## 第12章 図書館

(設置)

第53条 本学に附属図書館を設ける。

2 図書館は図書・文献及び研究資料を蒐集管理し、教職員及び学生の研究閲覧に供する。

(図書館の規定)

第54条 図書館に関する規程は別に定める。

## 第13章 学則の変更

(学則の変更)

第55条 本学則の変更については学長の意見に基づいて理事会が決める。

(細則)

第56条 本学則の細則は学長の意見に基づいて理事会が決める。

## 附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 学則第2条の規定にかかわらず、令和5年度以前の学部学科名称及び学生定員は従前のおりとする。

3 学則第12条の規定にかかわらず、令和5年度以前の在學生は従前のおりとする。

4 学則第36条の規定にかかわらず、令和5年度以前の在學生は従前のおりとする。

変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）

(1) 変更の事由

- ①東亜大学の医療学部医療工学科、医療学部健康栄養学科、人間科学部国際交流学科及び芸術学部トータルビューティ学科の収容定員の見直しを行い、医療学部医療工学科の入学定員を10人減、医療学部健康栄養学科の入学定員を10人減、人間科学部国際交流学科の入学定員を10人減及び芸術学部トータルビューティ学科の入学定員を5人減する事で、収容定員充足率の向上を図りたい。
- ②上記の定員変更分の35人のうち、収容定員を超過している人間科学部スポーツ健康学科に15人及び芸術学部アート・デザイン学科に20人を定員振替する。

改正の要点は以下の通り。

改正条項	改正の要点
第2条	<p>医療学部 医療工学科55人（入学定員）を45人（収容定員220人→180人）とし、健康栄養学科40人（入学定員）を30人（収容定員160人→120人）とする。なお、医療工学科の内訳として医療福祉コース40人（収容定員160人）は変更せず、健康栄養学科は内訳として、入学定員全員を管理栄養士専攻（入学定員30人、収容定員120人）とする。</p> <p>人間科学部国際交流学科40人（入学定員）を30人（収容定員160人→120人）とし、スポーツ健康学科65人（入学定員）を80人（収容定員260人→320人）とする。なお、スポーツ健康学科の内訳として保健体育専攻を35人から50人（収容定員140人→200人）とし、柔道整復コース30人（収容定員120人）は変更しない。</p> <p>芸術学部アート・デザイン学科30人（入学定員）を50人（収容定員120人→200人）とし、トータルビューティ学科30人（入学定員）を25人（収容定員120人→100人）とする。なお、トータルビューティ学科の内訳として美容師専攻20人（収容定員80人）は変更しない。</p>

(2) 変更の時期

令和6年4月1日

(3) 新旧対照表学則

次項を参照

学則の新旧比較対照表

新 旧 比 較 対 照 表

新				旧			
(学部、学科及び学年定員)				(学部、学科及び学年定員)			
第2条 本学に次の学部及び学科を置き、その学生定員を次のとおりとする。				第2条 本学に次の学部及び学科を置き、その学生定員を次のとおりとする。			
学部・学科		入学定員	収容定員	学部・学科		入学定員	収容定員
医療学部	医療工学科	45人	180人	医療学部	医療工学科	55人	220人
	(医療福祉コース) ※1	(40人)	(160人)		(医療福祉コース) ※1	(40人)	(160人)
	健康栄養学科	30人	120人		健康栄養学科	40人	160人
	(管理栄養士専攻) ※2	30人	120人		(管理栄養士専攻) ※2	30人	120人
人間科学部	心理臨床・子ども学科	40人	160人	人間科学部	心理臨床・子ども学科	40人	160人
	(児童教育専攻) ※3	(30人)	(120人)		(児童教育専攻) ※3	(30人)	(120人)
	国際交流学科	30人	120人		国際交流学科	40人	160人
	スポーツ健康学科	80人	320人		スポーツ健康学科	65人	260人
	(保健体育専攻) ※4	(50人)	(200人)		(保健体育専攻) ※4	(35人)	(140人)
	(柔道整復コース) ※5	(30人)	(120人)		(柔道整復コース) ※5	(30人)	(120人)
芸術学部	アート・デザイン学科	50人	200人	芸術学部	アート・デザイン学科	30人	120人
	トータルビューティ学科	25人	100人		トータルビューティ学科	30人	120人
	(美容師専攻) ※6	20人	80人		(美容師専攻) ※6	20人	80人
※1 医療福祉コースの定員は、医療工学科の定員の内数である。 ※2 管理栄養士専攻の定員は、健康栄養学科の定員の内数である。 ※3 児童教育専攻の定員は、心理臨床・子ども学科の定員の内数である。 ※4 保健体育専攻の定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。 ※5 柔道整復コースの定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。 ※6 美容師専攻の定員は、トータルビューティ学科の定員の内数である。				※1 医療福祉コースの定員は、医療工学科の定員の内数である。 ※2 管理栄養士専攻の定員は、健康栄養学科の定員の内数である。 ※3 児童教育専攻の定員は、心理臨床・子ども学科の定員の内数である。 ※4 保健体育専攻の定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。 ※5 柔道整復コースの定員は、スポーツ健康学科の定員の内数である。 ※6 美容師専攻の定員は、トータルビューティ学科の定員の内数である。			
附 則				附 則			
1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。				1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。			
2 学則第2条の規定にかかわらず、令和5年度以前の学部学科名称及び学生定員は従前のとおりとする。				2 学則第2条の規定にかかわらず、令和4年度以前の学部学科名称及び学生定員は従前のとおりとする。			
3 学則第12条の規定にかかわらず、令和5年度以前の在學生は従前のとおりとする。				3 学則第12条の規定にかかわらず、令和4年度以前の在學生は従前のとおりとする。			
4 学則第36条の規定にかかわらず、令和5年度以前の在學生は従前のとおりとする。				4 学則第36条の規定にかかわらず、令和4年度以前の在學生は従前のとおりとする。			

## 学則変更の趣旨等

### 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

以下のように、定員の変更を行いたい。東亜大学全体の総定員300人はそのままである。

- ①医療学部医療工学科の入学定員55名を45名に変更、医療学部健康栄養学科の定員40人を30人に変更する。従って医療学部の定員95人は75人に変更となる。
- ②人間科学部国際交流学科の定員40名を30名に変更、人間科学部スポーツ健康学科の定員65人を80人に変更する。従って人間科学部の定員145人は150人に変更となる。
- ③芸術学部アート・デザイン学科の定員30人を50人に変更、芸術学部トータルビューティ学科の定員30人を25人に変更する。従って芸術学部の定員60人は75人に変更となる。

### 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

#### 1) 医療学部医療工学科の定員55人を45人にする

##### ○収容定員変更の必要性

本学科が開設された当時、臨床工学技士及び救急救命士の養成機関は専門学校において多数あったが、4年制大学では殆ど無い状況であった。

設置当時、「本学は医療現場においてはコメディカルの時代となっているとの認識から、医師や看護師以外の医療従事者の養成をいち早く手掛けること」とした。

現在では、他大学にも同趣旨の養成学部・学科が広く設置されるようになり、こうした状況において、本学では1) 特色を掲げ、大学との差別化を図り、2) 学生に対して医療技術専門職として働く動機づけを行い、3) 国家資格合格率を高めるよう努力する。

設置の趣旨と3つのポリシーに変更はない。

医療従事者に対する社会的環境の変化と要請に応え、高い質の医療人材をこの地域に送り出せるよう学生募集にも力を入れていきたい。

#### 2) 医療学部健康栄養学科の定員40人を30人にする。

##### ○収容定員変更の必要性

医療学部医療工学科は平成19年に医療工学部医療栄養学科として開設され、平成21年に医療学部医療栄養学科、平成24年に医療学部健康栄養学科に名称変更された。食生活における栄養を的確に評価し、適切かつ高度な指導ができる実践的応用力を備えた人材を養成してきた。しかし、開設時から定員確保が困難な状況が続き、入学定員を当初の80人から40人、そして平成29年度には40人から30人へと定員の縮減を行った。令和2年度には食のコーディネーターやマネジメントについて教育するフードビジネスコースを立ち上げ、定員を確保できる見込みが生じたため、定員30人から40人へと増員を行い、学生

確保に尽力した。しかし、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、健康栄養学科の入学定員を充足するに至らず、収容定員を大幅に割り込んでいる状況が現在も続いている為、令和元年度の規模である定員30人に再度縮小したい。

### 3) 人間科学部国際交流学科の定員40人を30人にする

#### ○収容定員変更の必要性

本学科は、人間科学部の設置の趣意に基づいて国際交流学科として名称変更して以来、国際社会の変化に伴い日本への東アジアの留学生の増加に応じてきた。特に東アジアの経済成長とともに日本への急激な増加に対して、その要望に応えるべく教育カリキュラムを準備し多くの韓国や中国、ベトナム等から向学心溢れる留学生を受け入れてきた。

同時に日本人学生もそうした環境において直接的に国際性を多面的に学ぶことができる大学であることも本学の魅力としてアピールしてきた。

しかし、今日的に東南アジア諸国の経済環境の激変と教育環境の変化、そして留学生そのものの留学することへの志向変化により、安定的に向学心に溢れる留学生の獲得が難しい状況となりつつある。

よって、学生の量・質ともに高等教育機関として国際交流という学科名に適する教育・研究の場として、本学科の教育プログラム充実と学生の資質向上を図るべく募集定員を40人から30人に変更して、変化する国際社会に即応する人材の育成に努めたい。

### 4) 人間科学部スポーツ健康学科の定員65人を80人にする。

#### ○収容定員変更の必要性

平成19年度に総合人間・文化学部とサービス産業学部の改組から開設した人間科学部スポーツ健康学科では、中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健体育）の他、健康運動指導士や健康運動実践指導者、レクリエーションインストラクターなどの資格取得支援を中心とし、平成24年度入学者からは柔道整復師の国家試験受験資格が取得可能となった。更には、硬式野球部や男子バレーボール部等複数の強化クラブ学生が本学科に所属している。このように教員養成から、健康科学・医療系の資格取得そしてアスリート養成まで、多様な教育プログラムを擁して充実を図り、平成28年度に定員を70人から80人に変更した。しかし、平成29年度から令和元年度まで十分な学生確保ができず、令和2年度に一旦増員した定員を80人から65人に縮減を行った。その後発生した新型コロナウイルス感染症により、特にスポーツ活動の実施には大きな支障が生じた。しかし本学のスポーツ活動の経験と実績及びクラブ活動の監督及びコーチの人的充実を図ることで、令和4年度の入学者数は93人、令和5年度の入学者数は86人となり、令和5年度には収容定員充足率が124%に達した。今後もより多くの学生に教育の機会を与えたい為、定員65人から80人に変更を行い、これからも社会及び地域の要求に応えられる教育の場としたい。

5) 芸術学部アート・デザイン学科の定員30人を50人にする。

○収容定員変更の必要性

芸術学部アート・デザイン学科は、平成5年にデザイン学部デザイン学科を開設し、平成24年に芸術学部アート・デザイン学科に名称変更された。開設当時は日本では数少ないデザイン系学部として、ユニークなデザイン教育を施し、地域社会に貢献してきた。地方私立大学というハンデを受けながらも学生のニーズに応えるために映像、アニメーション、インテリアデザインといった多様化にも対応してきた。学生確保に尽力した結果、令和5年度は32人の学生を確保でき、収容定員充足率は100%を超える状況となった。この実績も踏まえて、今後も学生及び社会の要求に応え、多くの学生に教育の機会を与えたい為、定員30名から50名へ変更を行いたい。

6) 芸術学部トータルビューティ学科の定員30人を25人にする。

○収容定員変更の必要性

芸術学部トータルビューティ学科は平成19年にデザイン学部トータルビューティ学科として開設され、平成24年に芸術学部トータルビューティ学科に名称変更された。日本初の4年制大学での美容師養成施設としてスタートし、美容のみの専門技術者だけではなく、新しいサービスを産み出し、人々にくつろぎや豊かさ、心身の健康をもたらすことでそれぞれの固有の美の実現を目指す人材育成を目的とした新学科として開設しました。平成23年には入学者が26名人なり定員を30人から40人に変更したが、その後十分な学生確保が出来ず、平成28年には定員40人を20人に縮減したが、学生募集活動の成果もあり、令和元年度には収容定員充足率も93%となったことも踏まえ、令和2年度には定員を再度30人に増員を試みた。しかし、その後の学生募集活動が十分に振るわず、令和5年度には収容定員充足率が62%となった。トータルビューティ学科では、幅広い教養と芸術の知識を持ち、社会の変化に対応できる、美容等の専門的技術を身につけた人材の養成を目的とし、日本の数少ない美容師養成施設である。今後も学生及び社会の要望に応え続けていく為、定員30人を適正規模であると考えられる25人に変更を行いたい。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

○教育課程の変更内容：特になし

○教育方法及び指導方法の変更内容：特になし

○教員組織の変更内容：特になし

○大学全体の施設・設備の変更内容：特になし

## 学生確保の見通し等を記載した書類

### 1) 医療学部医療工学科

#### ○学生の確保の見通し

医療学部医療工学科は臨床工学技士、救急救命士及び動物看護師の養成によって、医療機関や消防署等への人材の提供により地域貢献を行ってきた。近年、大学が各医療系養成施設を増設しており、学生確保の面では非常に厳しい競争を強いられている。

医療学部医療工学科は、「1. 他にない特色を設け、卒業後の付加価値を高めていくこと」、「2. 一人ひとりに丁寧な教育を施し、資格試験の合格率を高めていくこと」、「3. 見学の理念にある人間教育と実学教育の充実についてさらに推進すること」を目標とし、面倒見の良い大学である事を強調することで学生確保に努めたい。

#### ○学生確保に向けた具体的な取組状況

1. については、国内外の各医療機関とのかかわりを深め、現場体験を通して専門領域における見識を深めるとともに、近年多発する災害に対する国際貢献を視野に入れ、航空医療や船舶医療などの最先端にも触れながら、学習を進める。また、本学に設置されている大学院医療科学専攻への進学など卒業後の進路や職場でのスキルアップを目指す学生に対して教育や研究の場を提供する。

2. については、リメディアル教育など基礎教育を重視し、確実な積み上げの上で、途中段階で脱落しないよう初年次教育を充実させ、資格試験合格率100%を目指す教育を展開する。また現場実習などを通し、学びへのモチベーションを向上させる等、学生一人ひとりの徹底したサポートを行う。

3. については、地域ボランティアを生かし、社会奉仕に積極的にかかわることにより、幅広い社会性を身につけさせ、高い職業観や社会的使命感を育てる。現在も地元下関市で毎年開催される下関海峡マラソンには、教員と学生が救護班として毎年参加し、実際に地域貢献を行う場となっている。

### 2) 医療学部健康栄養学科

#### ○学生の確保の見通し

医療学部健康栄養学科は管理栄養士の養成施設として、隣接県に同分野を有する実績のある大学が多いこともあり、開設時より学生確保に非常に苦労してきた。これまでも努力はしてきたが、まずは管理栄養士の国家試験合格率を上げることで、地域社会や学生の評価を向上させなければならない。また、管理栄養士の他にも食に関する様々な学びの場である事を周知していく必要がある。

医療学部健康栄養学科は、「1. 教育の方法を組織的に見直し、各種試験合格率を向上させる」、「2. 卒業後に専門性を生かした多様な職業選択を可能とする」、「3. 学科独自の特色をアピールし、教職員一体となって学生募集を行う」を目標とし、卒業後は幅広い選択肢がある事を強調することで学生確保に努めたい。

#### ○学生確保に向けた具体的な取組状況

1. については、単位修得のレベルを下げるのではなく、今まで以上に学生一人ひとりに対して丁寧かつ質の良い教育を行う。特に国家試験を受験するにあたっては、時間外補習や個人指導など学習の進捗に応じた教育を提供する。

2. については、健康運動実践指導者やフードコーディネーターなども併せて取得することにより、職業選択の幅を広げる指導を行う。また食文化などにも精通が可能となるようカリキュラム構成を行う。

3. については、教職員が学科の特色を理解し、現場の状況を共有化することで、本学科の他大学にないアピールポイントを再認識させる場を設ける。また資格取得のみならず、卒業後の進路までの面倒を見るような教育の場であることをアピールし、その実現に向けた努力を行う。

#### 3) 人間科学部国際交流学科

##### ○学生確保の見通し

人間科学部国際交流学科は、国際舞台で世界と渡り合える能力を持った人材を育てるとしている。そのために、幅広い教養の習得を基礎として、世界の多様な文化、社会、自然に関する総合的な知識を有することを目的とし、特に外国語の習得と海外留学を必修とし、積極的に異文化理解を深め、多様な社会と文化を多面的に考察できる能力を身につける。

海外での体験は国際化の波はアジア全般に押し寄せていることを自覚させ、学内での異文化交流は居ながらにして国際感覚を養うことに通じている。文化・言語・ビジネスにわたるカリキュラムの特色を広く伝え、国内及び海外からの学生を糾合できると考える。

##### ○学生確保に向けた具体的な取り組み状況

1. については、海外からの学生に向けた文化体験講座やオープンキャンパスを複数回開催している。海外提携校からの 2+2 (ダブルディグリー) プログラムを含む編入学受け入れを推進している。

2. については、国際企業等への就職実績を周知する。特に留学生は日本語検定 2 級・1 級の取得者も多く、多くは国内にとどまり就職をしていることを伝えたい。

3. については、山口県中小企業同友会との連携により毎週のように企業のトップリーダーたちとのワークショップを行い、生きた企業研究が実現できている。国際交流スペース「iko-i」等の設置により留学生を含む様々な学生生活動の支援体制が整っている。充実したキャンパスライフが実現できる仕組みについて PR していく。

#### 4) 人間科学部スポーツ健康学科

##### ○学生の確保の見通し

人間科学部スポーツ健康学科は中学校及び高等学校の教諭一種免許状(保健体育)が取得可能な保健体育専攻、そして障害の予防とケア・適切な手当のできる柔道整復師を養成する

柔道整復コースを設置し、学校や社会において体育・スポーツ振興、健康及び体力増進の分野で貢献してきた。また、硬式野球部や男子バレーボール部などの強化クラブを設置し、スポーツ界で活躍するアスリートの養成も行ってきた。しかしスポーツ及び健康科学系大学の増設に伴い、学生確保の面では厳しい競争を強いられている。

人間科学部スポーツ健康学科は、「1. 教員採用だけでなく、各種資格を取得することにより卒業後の進路の多様化させるカリキュラムを提供する」、「2. 柔道整復師の養成施設であることによるスポーツと医療を同時に学べる学問の場であることの更なる周知徹底」を目標とし、定員充足に向けて学生確保に励みたい。

#### ○学生確保に向けた具体的な取組状況

1. については、中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得と併せて、健康運動指導士やレクリエーションインストラクター、障害者スポーツ指導員など多数の資格を取得することにより、教育現場以外にもスポーツジム等のインストラクターといったスポーツの楽しさを伝えることができる人材育成を行う。

2. については、柔道整復師の国家試験受験資格と併せて、中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健体育）が取得できることを強調しアピールする必要がある。しかし、柔道整復師の合格率は平成 30 年度に 75%と全国平均（65.8%）を超えることができたが、それ以前は 20%から 40%の合格率であり、アピールポイントとしてはマイナス傾向であった。柔道整復師をアピールするためには、国家試験の合格率を上昇させる必要があり、今後も国家試験対策や個人指導など学習の機会の増える対策を実施する。

#### 5) 芸術学部アート・デザイン学科

##### ○学生の確保の見通し

芸術学部アート・デザイン学科は、人間教育を軸とし、もの作りを体験する中で、豊かな感性と幅広い知識を持ち、理性と感性の統合の観点から社会に貢献できる人材の養成を目指す。平成 28 年より建築・インテリアコースを開設し、建築士やインテリアデザイナーの養成も行ってきた。平成 31 年度は 26 名と近年は入学定員 20 名を超える入学者を確保できており、志願者数も平成 31 年度は 37 名と数が伸びており、今後も安定した学生の確保を見込める。

##### ○学生確保に向けた具体的な取組状況

アート・デザイン学科では、現在学生が多く集まっているアニメ・映像コースの他、2級建築士の国家試験受験資格が取得できる建築・インテリアコースも志願者の増える傾向にある。陶芸分野を含む絵画・造形コースや就職で実績を上げているビジュアルデザインコースも根強い人気がある。産学共同や地域連携にも多くの活動実績があり、特色や実績を積極的に掲げて学生募集をしたい。

またアート・デザイン学科は、留学生入試における志願率が高い。これは美術分野の大学が、山口県では本学のみであり、隣県にも美術分野の大学が少ない（広島県 3 大学、福岡県

1 大学) ことが、留学生志願者の増加の要因であると判断できる。

今後、上記利点も生かし、新たなアピールポイントとすることで、入学生数を維持できるとよう、学生確保に尽力したい。

#### 6) 芸術学部トータルビューティ学科

##### ○学生の確保の見通し

芸術学部トータルビューティ学科は、ライフデザインを学習することを設置の趣旨とし、「暮らしを科学し、暮らしの経営を考え、装いを提案できる」人材の育成を目指す。住まい、営み、装いについて学べることの特色として周知を図ることで、平成29年度より定員近くの入学者を確保できており、今後も一定以上の学生確保に努めたい。

##### ○学生確保に向けた具体的な取組状況

美容師の国家試験受験資格が取得できる日本では珍しい大学であり、国家試験の合格率は過去に5度、100%という実績もあり、今後も合格率100%を目指した教育を行う。また、卒業後は美容師以外にも様々な現場で活躍することが出来ること等、ホームページ等を活用して、学生及び保護者に更なる周知を行いたい。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	クシダ コウジ 榎田 宏治 <平成22年4月>		博士 (美術)		東亜大学学長 (平成22年4月～令和8年3月)

(注) 高等専門学校にあつては校長について記入すること。